



文化財指定庭園保護協議会

目次

1 平成30年度通常総会開催報告	2	2 文化庁への要望書の提出	63
(1) 開会挨拶	4	3 「文化庁創立50周年記念表彰」の受章	66
(2) 主催者挨拶	5	4 運営委員会の設置と活動報告	67
(3) 開催地挨拶	6	5 令和元年度通常総会議題	
(4) 来賓挨拶	9	(1) 平成30年度 会務報告	69
(5) 議題	11	(2) 平成30年度 会計報告	70
(6) 次回開催地挨拶	12	(3) 平成30年度 会計監査報告	71
(7) 公開講演会		(4) 令和元年度 事業計画案	72
① 文化財保護制度の見直しと庭園の保護	13	(5) 令和元年度 予算案	73
② 津和野のまちづくりと庭園	48	6 会員近況	74
(8) 閉会挨拶	60	7 文化財指定庭園保護協議会会則	84
		8 理事会名簿	87
		9 会員及び賛助会員名簿	88



国指定名勝 旧堀氏庭園 島根県・鹿足郡津和野町

平成三十年通常総会開催報告

(正会員百十一会員 賛助会員二十八会員)

③平成二十九年 度 会 計 監 査 報 告

監 事 仙 巖 園 (附) 花 倉 御 仮 屋 庭 園

④平成三十年 度 事 業 計 画 案

⑤平成三十年 度 予 算 案

⑥第五十六回文化財指定庭園保護協議会

要 望 案

⑦新規加入会員報告

平成三十年六月二十八日(木)、二十九日(金)、島根県において、第五十六回通常総会を開催しました。

第一日目は、太鼓谷稻成神社を会場として、

理事会、総会及び公開講演会を開催し、翌日

は旧堀氏庭園、亀井氏庭園、永明寺庭園を視察しました。

開会挨拶(事務局)

東京都建設局公園計画担当部長

細川 卓巳

次回開催地挨拶

愛知県名古屋市長古屋城総合事務所

保存整備係長 内田 祐太郎

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

(三) 公開講演会

(一) 理事会

日 時 平成三十年六月二十八日(木)

十一時〇〇分〜十二時十五分

審議事項 総会提出案件(総会議事参照)

開催地挨拶

島根県鹿足郡津和野町長

下森 博之

日 時 平成三十年六月二十八日(木)

十六時二十五分〜十八時〇〇分

島根県教育庁参事

丹羽野 裕

来賓挨拶

文化庁文化財部記念物課

主任文化財調査官

①文化財保護制度の見直しと庭園の保護
主任文化財調査官 平澤 毅

②津和野のまちづくりと庭園

津和野町教育委員会教育次長補佐

宮田 健一

(二) 総会

日 時 平成三十年六月二十八日(木)

十四時三十分〜十六時十五分

出席会員 六十七会員

(他に委任状五十四会員) 合計百二十一会員

平成三十年総会日現在会員数

百三十九会員

議 事

議長 文化財指定庭園保護協議会

会長

亀山 章

閉会挨拶

①平成二十九年度 会務報告

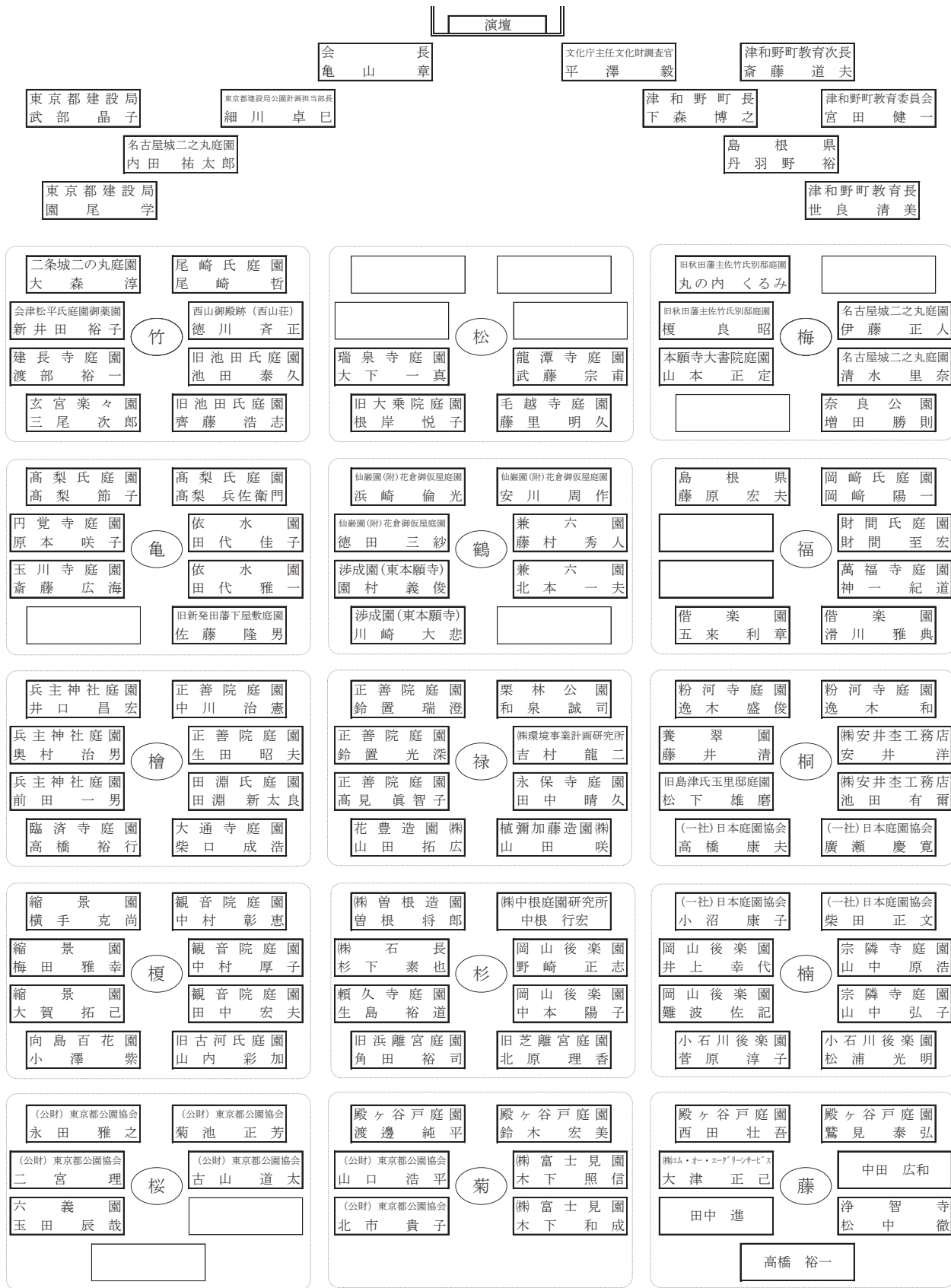
文化財指定庭園保護協議会副会長

②平成二十九年 度 会 計 報 告

毛越寺庭園

藤里 明久

第56回文化財指定庭園保護協議会 総会
太鼓谷稲成神社 儀式殿



第56回文化財指定庭園保護協議会総会
開会挨拶

東京都建設局公園計画担当部長

細川 卓巳

当協議会の事務局を務めます東京都建設局公園計画担当部長の細川卓巳でございます。第56回文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

まず、全国各地からお集まりいただきました会員の皆様と、本総会開催に多大なご尽力をいただきました津和野町、太鼓谷稲成神社、旧堀氏庭園、亀井氏庭園並びに永明寺庭園の皆様、事務局を代表して厚く御礼申し上げます。

また、本日も来賓としてご出席いただいております文化庁文化財部記念物課平澤毅主任文化財調査官様には、日頃から当協議会の運営につきましてひとかたならぬご指導を賜り、心から感謝を申し上げます。

昨年度は、静岡県浜松市の龍潭寺庭園を主催庭園として第55回総会が開催され、全国から多くの会員の皆様に足をお運びいただきました。改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、文化財庭園は、歴史的に大切な資産

であるとともに、都市に残された貴重な緑の空間として、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、国内外から訪れる多くの方々の文化的観光拠点として、その価値は、近年、ますます高まっております。

昨年のご挨拶の中で、東京都では、文化財庭園を取り巻く環境の変化を踏まえ、都立庭園に共通する課題や保存活用の基本的な考え方をまとめた「保存活用計画（共通編）」と、庭園別の計画の第一弾として旧浜離宮庭園の「保存活用計画」を策定したことをお話させていただきました。その後、昨年の11月には、小石川後楽園の保存活用計画を策定しまして、残る7庭園につきましても、これまでの様々な取り組みの成果を踏まえつつ、社会情勢や来園者ニーズを考慮した計画を順次策定していく予定としております。

また、旧浜離宮庭園の「鷹の御茶屋」復元工事が完了し、この4月から公開しており、ご来園された皆様に往時の雰囲気を楽しんでいただいているほか、小石川後楽園における「白糸の滝」の修復工事や「唐門」の復元などを進めております。

東京都では、庭園の価値をより向上させ、国内外の多くの方々に、伝統的な日本文化で

ある日本庭園の魅力に触れていただけるよう、引き続き、都立庭園の計画的な修復、復元等の整備や活用方策に取り組んでまいります。

誠に僭越ながら、私どもの最近の取組をご紹介させていただきましたが、全国各地には、本日も集まりの皆様の日々のご努力により、過去から現在まで受け継がれてきた数多くの名園があります。本総会は、全国各地の文化財庭園の所有者や管理者が一同に会する場であり、皆さまの様々な取り組みやまた問題についてお互いの意見を交換できる貴重な機会でございます。是非ともこの協議会を活発な討議と情報交換の場としてお使いいただければ幸いです。

結びに、協議会の更なる発展と、本日も出席の皆様の方々のご健勝を祈念申し上げます。事務局を代表して開会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。



細川担当部長

主催者挨拶

文化財指定庭園保護協議会会長

亀山 章

第56回文化財指定庭園保護協議会総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、全国各地からこれだけ多くの会員の皆様にお集まりいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

昨年、浜松市で総会を開催してから、早くも1年が経過いたしました。また、皆様とここ島根県津和野町でお会いできたことを、大変嬉しく思います。

お忙しい中、私どもの総会開催をお引き受けくださいました、津和野町の皆様、主催庭園の旧堀氏庭園、総会会場である太鼓谷稲成神社、視察地としてご協力をいただく亀井氏庭園、永明寺庭園の皆様、その他多くの関係の皆様、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

また、本日はご来賓としまして、文化庁から、主任文化財調査官の平澤毅様においでいただきました。そして島根県からは公務ご多忙中にも関わらず、教育庁参事丹羽野様においでいただき、誠にありがとうございます。

本日の総会でございますが、議事並びに報告事項について、後ほど、事務局からご説明申し上げますのでご審議のほどをよろしくお願い致します。

総会の後は、公開講演会を予定してございます。

本日は、二人の方をお願いを申し上げておりまして、まず初めに、文化庁からお越しの平澤毅様に「文化財保護制度の見直しと庭園の保護」についてのお話しを頂戴し、次に、ここ津和野町教育委員会の宮田健一様に「津和野のまちづくりと庭園」と題してお話を伺いしたいと思います。

なお、後ほど会報をご覧きたいと存じますが、皆様からのお声が事務局へたくさん寄せられております。また、この後の会議、講演会並びに懇親会におきましても活発な意見交換、情報交換がなされることを期待しております。このような活き活きとした協議会の動きを皆様方とともに支えてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日おいでになりました皆様の庭園が、宝として末永く保護され、利活用されていくとともに、皆様のご健勝をお祈りしたいと思います。

最後までございますが、重ねて、地元の津和野町の皆様には大変なご協力をいただきましたことを御礼申し上げます。開催のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。



亀山会長

開催地挨拶

島根県鹿足郡津和野町長

下森 博之

皆さんこんにちは、地元津和野町の町長でございます。下森と申します。この度は第56回文化財指定庭園保護協議会の総会を当地津和野町で開催をいただきまして、そして、全国各地から多くの皆様にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。皆様を心から歓迎申し上げます。

本町は国指定名勝でございます。旧堀氏庭園をはじめ、国登録記念物の名勝地でもございます。亀井氏庭園、それから岡崎氏庭園、田中氏庭園、財間氏庭園、椿氏庭園、そうしたものを有しております。この度当協議会の総会を本町で開催するに当たりまして、登録名勝の4園の皆様とともに、本町といたしましても、協議会に入会をさせていただくこととなりました。皆様方には今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ここ津和野町は地理的に東西に長い島根県の西の端にあり、山口県との県境に位置しております。古くから萩・津和野の観光として、年間を通して多くの皆様に訪れていただいておりますが、その観光の重要な資源となっておりますのが、豊富な歴史文化財産

でございます。津和野町は、1282年に鎌倉幕府の御家人でありました、吉見頼行が、能登の国から入り、城を築いたことから始まり、以来、700余年にわたる歴史の中で、様々な文化の華が開き、そしてそれらを現代にいたるまで、大切に守り続けてまいりました。現在では、津和野城跡、流鏑馬が行われます。鷲原八幡宮、森鷗外旧宅、西周旧居、鷲舞神社など、数多くの財産を国の文化財に指定をいただいております。町内の古民家や商家の56軒が国登録有形文化財に登録されておりまして、伝統的な美しい景観を形成している次第でございます。今回皆様をお迎えする旧堀氏庭園は、近世から近代の銅山師である堀氏に関連する庭園群です。庭園は江戸時代の主屋の前庭、明治時代の楽山園、大正時代の和楽園、そして旧畑迫病院の外構造園と合わせて4か所の庭園で構成されております。堀氏は江戸時代、幕府直轄の石見銀山領であった笹ヶ谷銅山などを経営した銅山師であり、鉱山経営と金融業で財を成した一族です。特に明治から大正時代にかけての当主であった第15代堀藤十郎は次々と鉱山の経営を拡大し、中国の銅山王と称されるまでになり、明治25年に私設の畑迫病院を設立し、学

校建設や災害義捐金で多額の寄付をするなど、地元名士として地域の発展に貢献してまいりました。そんな第15代堀藤十郎は、自らを「楽山」と号して、楽山園、和楽園、旧畑迫病院の外構造園など、名勝旧堀氏庭園の主要部を造園し、これらの庭園が現在まで残されております。この旧堀氏庭園につきましては、平成17年に国の名勝に指定され、国庫補助事業にて18年度から22年度にかけて主屋の保存修理工事、平成23年度から28年度にかけて旧畑迫病院の保存修理工事を行いました。また、平成24年度には保存管理計画を策定し、名勝地の保存管理の方針を定めるとともに、平成25年度には地域住民等で構成される活用検討委員会を組織し、町単独事業として旧堀氏庭園活用計画を策定いたしました。また近年では、名勝指定地の公有化についても進めており、一昨年には旧堀氏庭園の主要部である楽山荘と庭園周辺を国庫補助事業にて購入をさせていただき、一部は無償譲渡を受け、名勝指定地の大半を公有化しているところでございます。現在は旧堀氏庭園活用計画に基づいた取り組みを進めており、主屋ではかまどの修理活用、旧畑迫病院については「医食の学び舎」として復活をし、建物内に病院展示室、ギャラリールーム、農家レストランを設置するなどの活用事業を実施しております。

す。またこの活用を主に担う組織として、平成27年度には地元畑迫地区民を中心として、旧堀氏庭園を守り活かす会が発足し、庭園周辺の環境整備や季節ごとのイベント、農家レストラン「糧」の運営など、年間を通じて名勝地を生かした活動に取り組んでいただいております。なお、明日の旧堀氏庭園での現地見学では、この旧堀氏庭園を守り活かす会のガイドの方にご案内をいただけることになっております。また、旧城下町に残る商家庭園においては、津和野町観光協会の事業として、毎年秋に、商家庭園特別公開を開催しております。津和野町の和を楽しむという意味を込めた「和魂」というネーミングで開催されるこの事業は、大変好評であり、特に商家のご自宅の庭園の特別公開に多大なご協力をいただいているところがございます。明日はその他、旧津和野藩主亀井家の別邸であった亀井氏庭園、亀井家の菩提寺であった永明寺庭園もご見学をいただく予定です。そして見学会の後は、商家庭園の一つであります、田中氏庭園を眺めながら昼食を予定しております、津和野の名勝庭園を満喫していただきたいと考えております。なお昼食会場は津和野観光のメインストリートである殿町にあり、お時間がございましたらそちらの

方もぜひご覧になっていただければと思っております。

最後になりますけれども、本日の第56回文化財指定庭園保護協議会の総会を契機といたしまして、当協議会がますます発展されますことを御祈念いたしまして、開催地としての歓迎のご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。



下森津和野町長

第56回文化財指定庭園保護協議会総会
開催地挨拶

島根県教育庁参事 丹羽野 裕

皆様、こんにちは。島根県教育委員会の丹羽野でございます。開催県を代表いたしまして、歓迎のご挨拶を申し上げます。皆様、ようこそ島根県にいらっしやいます。ありがとうございます。全国の各地からこれほどたくさんの方々に集まりいただきまして、誠にありがとうございます。そしてこの津和野町で第56回文化財指定庭園保護協議会の総会が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

さて、ご当地津和野町には、先ほど下森町長様から紹介がありましたように、様々な庭園はもちろんのこと、数多くの文化財が多岐にわたって残っております。津和野町におかれましても、その保護と活用を力を入れておられます。日本遺産にもいち早く津和野今昔が認定されるなど、先進的な取り組みがなされております。こうした津和野町での総会が開催されますこと、大変島根県としても嬉しく思っているところでございます。

一方で、意外と知られておりませんが、お隣の益田市では、雪舟作庭と伝えられ

ておる指定名勝庭園2園を始めいたしました。中世を中心に多くの歴史文化遺産に恵まれておるところでございます。お時間が許されるのならば、石見町西部の文化遺産をご覧いただければと思います。

島根県は一言で言いますと大変な田舎でございます。ただ、益田市には今日ご利用の方もいらっしやるかと思いますが、萩石見空港がございまして、東京からは直行便もございます。今回の総会を御縁に、ぜひとも島根県石見地方にお越しいただきます機会が増えることをお願いいたしますとともに、御参集いただきました会員の皆様方の益々のご活躍を祈念いたしまして私からの歓迎の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。



丹羽野島根県参事

第56回文化財指定庭園保護協議会総会
来賓挨拶

文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官

平澤 毅

みなさんこんにちは。平成30年度の文化財指定庭園保護協議会総会の開催にあたりまして御挨拶申し上げます。

まず、この第56回総会の開催にあたりまして、下森町長をはじめ、津和野町、津和野町教育委員会の職員の皆様の多大なる尽力、そして島根県教育庁のご協力を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

昨年は名勝龍潭寺庭園を有します静岡県浜松市で開催させていただいたわけですが、現地見学会では静岡県指定名勝の摩訶耶寺庭園にもご一緒させていただきまして、会員相互の交流を深められたことはとても有意義でありました。ここに改めて前回開催の関係者各位に重ねて御礼を申し上げます。

そして先ほどからご案内のとおり、今回は、名勝旧堀氏庭園ほか、登録記念物の五つの庭園が所在するこの津和野町で開催されますこと誠に喜ばしく思います。

ここ津和野町は、先ほど下森町長からのお話にもございましたけれども、史跡津和野城

跡、史跡森鷗外住宅、史跡西周住宅など数多くの貴重な歴史的遺産が集積している地域でございます。先ごろ、平成三〇年二月一三日には、古庭園も有する古刹永明寺を含む「津和野藩主亀井家墓所附亀井茲矩墓」が国の史跡に指定されました。また平成二七年には、第一回の日本遺産のひとつとして「津和野今昔く百景図を歩く」が認定され、日本遺産の中でも特に優れたストーリーとして全国から注目を集めています。

さて、今月、六月一日に文化財保護法の一部を改正する法律、八日には、文部科学省設置法の一部を改正する法律が成立いたしました。これらにより、本年一〇月一日には文化庁の組織再編、来年、平成三一年四月一日からは、総合的な計画などに基づく新たな文化財保護制度が施行されます。

特に文化財保護法の改正につきましては、文部科学大臣から文化審議会への諮問に対する第一次答申に基づく制度の見直し、これは将来に向けて社会全体で文化財の保護を推進するための施策で、これからも関係する事項の審議が進んでいくというところであります。このあたりにつきまして、後程、講演の中でもお話しさせていただきます。

亀山会長のもとでこの文庭協をさらに活

性化する取組を進展させる中で、こうした動向もよくとらえながら、さらに会員相互の意見の交換や協調、連携等を深めていただきまして、特に他の文化財には見られない文化財庭園に固有な魅力、そしてご努力などを広くこの協議会から発信していただければと思います。

文化財指定庭園保護協議会の総会が毎年全国各地を変えて開催されることは、優れた文化財庭園の多様性を実感し、会員相互の交流を深める貴重な機会ということのみならず、各地において文化財庭園がどのように愛されているのか、ともに実感し刺激し合い、世界的にも稀有な日本庭園の文化を、如何にして、如何なるかたちで、将来へ豊かに継承していくのかを考えるという点で、とても大きな意義があります。

会員各位におかれましては、今般のような文化財保護制度の充実等が推進されている機会を逃さずに、日頃取り組まれておられます手入れや、訪問される方へのおもてなしなど、庭園の素晴らしさ、またご努力などについて、情報・意見の交換に留まることなく、すでに半世紀以上にもわたって文化財庭園の保護に本協議会が積み重ねてきた工夫をますます盛り立てる活発な企画を協議され、いろいろな

実践に取り組んでいただきたいと思えます。

広く地域社会や国民一般に向けたこの文化財指定庭園保護協議会からの積極的かつ継続的な文化の発信につきまして改めてお願い申し上げます。

最後に、今回の御盛況とますますのご発展、ひいては貴重な文化財庭園の将来に向けた保護、その文化の魅力がさらに広く国民に普及されるのみならず、その文化が世界に貢献されるものとして継承されることを重ねて申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。



平澤主任文化財調査官の挨拶

平成 30 年度通常総会 議題

- (1) 平成 29 年度 会務報告
- (2) 平成 29 年度 会計報告
- (3) 平成 29 年度 会計監査報告
- (4) 平成 30 年度 事業計画 (案)
- (5) 平成 30 年度 予算 (案)
- (6) 第 56 回文化財指定庭園保護協議会総会要望書 (案)
- (7) 新規加入会員の報告

上記議題について、(1) ～ (5) 及び (7) については、会報第 54 号に掲載した内容のとおり承認された。

(6) については、別紙として、64 頁～ 65 頁のとおり配付し、掲載した内容のとおり承認された。

第56回文化財指定庭園保護協議会総会
次回開催地挨拶

愛知県名古屋市名古屋城総合事務所保存整備係長

内田 祐太郎

名古屋市の内田でございます。高いところから恐縮ですが、次回開催地を代表いたしまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、本来であれば本日この場でしかるべき者が御挨拶すべきところですが、名古屋市の議会の会期中のため出席ができませんでしたこと、ご容赦いただければと思います。

さて、私どもが管理する名古屋城二之丸庭園は、特別史跡名古屋城跡、いわゆる名古屋城の敷地の中にある庭園でございます。庭園の北西部分が昭和28年に名勝指定を受けておりまして、そこから本格的な整備というものはなかなか行われてこなかったのが実状ですが、平成22年度に有識者の先生方による検討部会を立ち上げまして、平成24年度に保存管理計画を策定しております。現在はその計画に基づきまして、昭和28年に名勝指定を受けました区域を中心に整備を進めているという状況でございます。

平成30年2月には、庭園のほぼ全域を名勝区域に追加指定していただきました。これ

からは、旧名勝区域そして追加指定していただいた区域の整備を進めていかなければならないと思っておりますが、それぞれの区域で別々の整備ということではなく、名勝庭園全体でのバランスの取れた整備が名古屋城二之丸庭園にとつての大きな課題であると認識をしております。この課題を克服するためにも有識者の先生方のご意見、そして文化庁の方々のご意見を賜りながら、また、この場にお集まりの皆様方の事例やご意見を参考にさせていただきながら、具体的な整備計画を策定してまいりたいと考えております。

来年度皆様に名古屋へお越しいただくときには、二之丸庭園はまだ整備中ではありませんが、名古屋が誇る名勝庭園をぜひご覧いただきたいと思っております。他にも、名古屋城には歴史的価値のあるものがたくさんございます。一例を挙げさせていただきますが、天守閣、現在耐震性が低いため閉鎖しておりますけれども、それから総延長約8キロにも及ぶ石垣、あるいは重要文化財に指定されている門や隅櫓などの建造物、そしてこの6月8日に晴れて完成公開を迎えました名古屋城本丸御殿。これらも併せてご覧いただければと思っております。

また、名古屋城のことからは離れますが、

皆様のお手元になごやめしのパンフレットをお配りしております。ひつまぶし、味噌煮込み、味噌カツ、手羽先、きしめんなど、独特の食文化も都市としての大きな魅力の一つだと思っておりますので、来年度名古屋にお越しの際には、こういった名古屋の魅力にも触れていただければと思います。

いずれにしましても、事務局を担われる東京都さんをはじめ、関係の方々と連携を取りまして、しっかりと次回開催に向けて準備をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひ来年度名古屋にお越しくださいますようお願い申し上げます。



内田名古屋城総合事務所係長

公開講演会

〈文化財保護制度の見直しと庭園の保護〉

文化庁文化財部記念物課 主任文化財調査官

平澤 毅

改めまして文化庁文化財記念物課の平澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

文庭協でお話するときには、主に文化財庭園のことに限っておりますが、所有者、管理者、関係する方々には、文化財庭園が文化行政の中でどういう位置づけにあるのかという少し大きな枠組みのことについてご理解いただきたく、今回は、そういったことをお話しさせていただきますと思います。1枚表裏の資料を配らせていただいております。これからお話しする内容の具体的なことは、だいたい文化庁のHPでもご参照いただけます。

本日は四点についてお話ししたいと思います。まず、一点目が文化行政に関すること、文化財庭園を含む文化財は大きく文化行政の中点目に入りますが、その現状をお話しします。二点目にそこから派生して文化庁の機能強化について、三点目に文化財保護制度の見直し、そして四点目にこれらを踏まえて、文化財庭園保護の更なる進展に向けて、皆さんに考え

ていただきたいこと、皆さんでご相談していただきたいこと、また皆さんがどう行動を起こしていくのかということの入り口のお話をしたいと思います。

まず文化行政をめぐる状況です。文化行政の現在の柱には「芸術文化の振興」、「文化財の保存と活用」、それから「その文化の発信・交流、文化を支える基盤の充実」があります。文化財の保存と活用はそれぞれ単独であるわけではなく、全体の施策の中で様々な改善・推進が図られているということです。そういった文化財行政が最近どういう状態にあるのかというのをお示ししたのがこの図になります。お手元のペーパーに沿ってお話しさせていただきます。お手元のペーパーに沿って話していきます。高齢化による地域の減退や文化財承継の担い手の不足が深刻な課題となっています。これに加えまして、「文化芸術振興基本法」という法律が平成一三年につくられて、その中で文化芸術推進の基本的な方針を定め、その中に文化財の保存活用も位置づけられ、取組が進められてきました。昨年六月に「文化芸術基本法」という法律へと改正をしたところです。

それとは別に、政府機関の地方への移転と地域の活性化を図ることとして、京都府・京

都市からの提案で文化庁が京都に移転することが一昨年に決定し、昨年一部サテライトがすでに京都に設けられております。それから、現在多くの外国人観光客が日本を訪れていますが、観光立国の推進ということと文化財とを密接に繋ぎ合わせる政策が展開されています。さらに、今年は、文化庁が発足して五〇年、庭園関係の「史蹟名勝天然記念物保存法」が大正八年に制定されてから来年は一〇〇年というところですけれども、当然これまでの実績・成果がある中で、様々な課題に対して随時改善を図ってきていることがあります。

昨年、「文化芸術基本法」という法律になりましたが、その前身となる「文化芸術振興基本法」の中で「基本的な方針」が四回つくられており、第四次は平成二七年五月二二日に閣議決定されています。その第四次の「基本的な方針」の副題は、「文化芸術資源の未来を創る」です。そういう基本的な方針があったわけですが、さらに検討を加えて、昨年の六月二三日に法律の名前を「文化芸術基本法」に改めるのみならず、この法律では政府が文化芸術の施策に関する基本的な計画として「文化芸術推進基本計画」というものを策定することが定められており、先ごろ三月六日に第一期の計画が閣議決定されま

した。その副題は、『文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる』となっており、詳しくはお手元の資料のURLを参照していただき、ぜひとも内容をご確認していただきたいと思います。

これがどういう改正であったかということとを端的に二点ほどお話ししますと、第一の趣旨に、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野に関する施策を法律の範囲に含める、つまり文化芸術に関する施策については、直接対象となるもののみならず、当然、産業振興や地域振興、福祉、教育等において文化が果たす役割がとても大きいということ、基本法の適用範囲を広く一般の関連する施策全体に及ぼせるということであります。これに基づいて三月六日に閣議決定されたのが「文化財振興推進基本計画」、これは省略した名前ですが、それが決定をされています。もう一つ基本法の改正の中で特に強調されているのが、そういうことを推進するにあたって、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織のあり方等を含め検討を加え必要な措置を講じるということです。

一方それとは別に「明日の日本を支える観

光ビジョン」世界が訪れなくなる日本へ」が平成二八年三月に政府から示されました。視点が三つ示されておりまして、その中の一つ「観光資源の魅力を強め、地方創世の礎に」の中に「文化財を保存優先から観光客目線での理解促進そして活用へ」とされています。これが先ごろから新聞を賑わせている、今まで文化庁は保存優先だったところから大きく舵を切ったというように報じられているところですが、当然、文化財保護法がその根本趣旨として「文化財を保存し活用することをもって国民の文化的向上に資するとともに世界文化に貢献すること」を目的にしているのは、昭和二五年以来何も変わっていないところですので、基本的には更に活用にも重点をおいて施策を展開するということです。ややもすれば観光に文化財を消費するような表現にも受け取られかねないようにも思いますが、先ほど亀山会長からお話しされたように、特に「庭園」は、ただモノとして存在してそれを観賞するというのではなく、そもそもそこにヒトが時を過ごし、手入れをし、ずっと活用し続けること無しには成立しないということが根本的な特徴である文化財ですので、昨今のそうした趣旨は通じるころもあるわけですが、そういう傾向の中で注

意したいのは、ややもすれば観光客が余り行かないところは程度の低い文化財であるようにも思われかねないと、懸念されているところでもあります。しかし、当然そうしたことも十分留意しながらということですが、政府の観光ビジョンを踏まえた施策として、文化庁でも「文化財活用理解促進戦略プログラム2020」を示しています。これは東京オリンピック・パラリンピックが二〇二〇年に開催されますので、そこに向けた一つの政策ムーブメントとして対応していくということ、文化財を中核とする観光拠点の整備や、あるいは、文化財には絶えず経費が掛かるということも含めて先ほど決議された重点要望にも関連しますけれども、どのように資金源を作るかということ、文化財自身が財政的循環を作り出していくこととか、外国人観光客を想定した多言語化への対応というところも強調されています。このプログラムに向けて政府としては二〇二〇年までに一〇〇事業、拠点としては二〇〇程度整備していこうという流れがあります。また、そうした流れとも呼応するような状況で、東京都の文化財庭園では、ユニークベニューとしていろいろな取組を展開していくことが推進されています。

このような大きな流れの中で、文化庁の機能強化・京都移転というのも、また別の流れとしてあります。これは平成二六年一二月に「まち・人・仕事創成総合戦略」が閣議決定されたことを受けまして、現在政府機関はすべて霞が関を中心とするところに各本省がありますけれども、政府関係機関の地方移転の提案募集が平成二七年三月に行われて、文化庁の京都への移転が提案されました。翌平成二八年三月に政府関係機関移転基本方針が出されまして、その中で文化庁の機能を強化しつつ京都に移転することが決定されました。それを受けて、平成二九年四月には、一部機能が「地方文化創成本部」として京都に設置されていますけれども、文化庁の最終的な本格移転については平成二九年七月に新文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けた文化庁移転協議会が出した方針がございまして、京都に文化庁本庁を置くことなど、文化庁組織体制の大枠がこの中で決定されています。それから、移転の時期についても、平成三三年度中とすることが決定されました。こういうことを踏まえて、文化庁の組織機能強化を図るための組織の改組を含め、本国会で文部科学省の設置法の一部を改正する法律として可決成立しました。実際には文化行政の著作権

等については東京にその機能がないと難しいところもありますし、本庁は京都に移ります。東京にも機能は残るといふかたちとなります。現在は、文化庁長官と次長、長官官房、文化部、文化財部からなる組織でなっていますけれども、基本的には文化庁長官と次長は京都に移ります。東京では国会の対応や外交関係、関係府省との連絡調整に必要な機関を置くということで、これの具体的な組織の形が今回の法改正で決められたということになります。全体のイメージとしては職員の7割を京都本庁に、3割を東京に、ということが去年のうちに議論されたということです。文化庁が東京から京都に移ることで文化行政が停滞するのではないかという声もございませけれども、移るにあたっては機能が強化されることとが大前提ということですから、先ほどの「文化芸術基本法」の趣旨にも関係してくるところですが、今まで文部科学省の本省で所管していた博物館や芸術に関する教育の関係は文化庁に移すということが大きなこととしてあります。

実際にどのように変わるのかということですが、これまで大きくは文化部、文化財部とあった部制を廃止し、文化財に係る技官のトップである文化財鑑査官、部長級として審

議官を配置し、文化庁長官と次長とともに京都に移転することになります。新しい組織は改正法が施行される10月1日から、場所に移りませんが、長官、次長の他に東京に配置する次長を設置、また、これまで分野別に部課編成されていたところを、機能別に課を再編するということとなります。現在、文化財庭園については、文化財部記念物課で所管しておりますけれども、記念物課で所管している機能は、主には文化資源活用課と文化財第二課の二つの課に配分されます。そうしたことを踏まえつつ、大きな文脈で言えば、文庭協の要望というのは単に文化庁にということではなく、これからは、もっと広い話で活動の趣旨を伝えていただくと肝要かと思えます。

一方で組織改編とは別に、文化財保護制度の見直しがあります。ここで文化財保護制度の枠組みを皆様と確認したいのですが、現在の日本における文化財保護行政は「文化財保護法」に基づいています。この法律は昭和二五年に制定され、文化財庭園に関するところでは「史蹟名勝天然記念物保存法」という法律が大正八年に制定されていますが、新たな概念としての「文化財」に関連する様々な法律を統合発展させた法律です。これまで数々

の改正を行ってきていますが、今回平成三〇年の改正は中でも大きな改正と言えます。「文化財保護法」はその第一条に法律の目的が示されています。いま、それを読み上げますと、その目的は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ということで、これは昭和二五年に制定された時から一文字も変わっていません。皆さんが管理されている文化財庭園はこういう使命を持っているということを改めてご理解いただければと思います。第二条には、この法律の扱う「文化財」を定義していますけれども、六つの類型がありまして、そのうち主に文化財庭園が関係するのは四番目の「記念物」という文化財です。実際の指定措置としては、「名勝」という文化財を中心として、「史跡」もございまして、その中に「重要文化財」の建造物もしくは建物の中にさらに「重要文化財」としての美術工芸品があるなど、単純ではないわけですが、庭園の全体としては記念物の「名勝地」として取り扱われています。その他にもさまざまな文化財の種類があり、指定等の法律上の措置が講じられ、例えば、今年三月時点で言うと、国宝が一、一〇件、重要文化財一三、一六六件などとなっ

ています。これに都道府県や市町村の指定状況を加えて考えると、文化財保護法、文化財保護条例等で指定されている文化財の数は全国で一四万件を超えています。全国にはまだ把握されていないものもまだたくさんありますから、今後も指定等の措置が講じ続けられていくという状況にあります。このような文化財は基本的には「文化財保護法」に基づいて取り扱われていますが、最近の文化財行政を巡る国際的なキーワードとしては、「世界遺産」、「無形文化遺産」等、ユネスコを中心とする文化遺産の取組や、「世界ジオパーク」、「ユネスコエコパーク」、「世界農業遺産」など、類似する枠組みがこの二〇年間余りの間に多く発展しています。また、国内でも、文化庁で事業として推進している「日本遺産」や「歴史文化基本構想」、国土交通省、農林水産省とともに所管している「歴史的風致維持向上計画」などいろいろな切り口があります。特に、歴史文化を生かしたまちづくりの視点からの取組がいろいろな形で実施されています。文化庁では「歴史文化基本構想」の策定を平成一九年から推奨していますし、主に国土交通省公園緑地・景観課が所管する「歴史的風致維持向上計画」は平成二〇年から推奨されています。そして平成二七

年からはストーリーを中心とした「日本遺産」が展開しているという、複雑な状態にもあります。今回の文化財保護制度の見直しは、様々な取組が展開されてきた中で、それぞれの地域でいろいろある社会的問題との関連も視野に入れたものです。特に、少子高齢化による地域社会の減退に伴って担い手が不足しているという問題がさらに深刻さを増しているということがあります。こうした議論は平成一〇年代から取り組まれ、いくつかの報告が出ているわけですが、文化財を確実に継承する方策をさらに進めようということで、今回は去年の五月一九日付で文部科学大臣から文化審議会に諮問するかたちで、これからの文化財の保存と活用のあり方について継続的に審議が行われています。その成果は、八月に中間まとめが公表されパブリックコメントにおいても様々な意見があったわけですが、平成二九年一月八日に出されました。これに基づいて今回の通常国会に文化財保護法、学校教育法、文部科学省設置法、それから著作権保護法の関係するところの改正案が国会に提出され、それらが平成三〇年六月一日に可決・成立しました。改正された「文化財保護法」は、平成三一年四月一日から施行されることとな

ります。その趣旨の一つは、「総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進」です。これはそれぞれの地域の文化財の保存活用の体制を今日の社会情勢に応じ整備しようというもので、主には地方公共団体での取組を促進しようというものです。そのため、「文化財保護法」に規定されていなかった保護のための計画の策定が明示されました。文化財庭園に関連する「記念物」の規定で申しますと、現状変更する場合には文化庁長官の許可を要するという事しか規定されていませんでしたので、そうではなく、計画に基づく保護の体制を構築しようということとです。こうした法定計画により、他の関係行政との調整を計画の突き合せによって行うことができるようになります。ただし、文化財に関する行政というのは、今回の開催地であります津和野のように、文化財が高い密度で集積しているところもあれば、そうでないところもあり、一つの行政体のなかで人員や予算の重点度合いなどはだいぶ違うことがありますので、この計画については策定を必須とするのではなく、策定することができるといって規定になっています。「策定できる」というのはどういうことなのかというと、策定される計画に関する認定制度を設け、認定

を受けるといういろいろな現状変更の事務とか登録の提案とか事業の推進に関して優先的に取り扱うということもありますし、総合的な保存活用を図るうえで、特に地域計画の策定の中では所有者ばかりが負担を背負うのではなく、地域社会でどのようにそれぞれの文化財を支え、恩恵を享受するかを考えていく仕組みを法律上に定めたものです。また、個別の文化財についても、現在は運用で保存活用計画を作っていたら、ここにお集まりの皆様文化財庭園にも計画を作っていたら、いるところもあればそうでないところもありますが、法律の中に計画を位置付けて、基本的には所有者もしくは管理団体等が作成し国が認定することで、現状変更について事後の届け出で済むという手続き負担の軽減措置も規定されています。それから、地域計画との関連において示されていますが、地域に協議会を設けて、所有者とともに文化財の保存活用を担う主体というものも法律に書き込んで、所有者の取組を地域や別の枠組みの中で積極的にサポートできるように体制を支援していこうということです。また、地方文化財行政の推進力の強化が一つ重要なところであり、地方公共団体の文化財の充実やまちづくり等、他の行政と関連をするために、

従前は教育委員会行政の中で文化財が所管されてきましたけれども、条例により、より一体的な執行管理の体制を可能にすることが規定されました。これらが今回の法律の改正の特徴になります。

あと、法律改正そのものではありませんが、都道府県市町による文化財の保存活用にかかる地方財政措置についても拡充するという事になっています。

先ほどの文部科学大臣からの諮問については、まだ完結していませんのでこれからも審議が続いていきます。報告の中には、当中長期的に行う課題がまず書いてあって、ここで第1次答申に書いてある技術者・技能者、原材料の確保がひとつ、文化財修理に関する職人の資質の担保、それから文化財行政に携わる人材や学芸員の育成、それから文化財の周辺環境の保全、それから大規模災害発生時の対応をどうするか、こういうことが挙げられているわけですが、これだけというわけではないので、ぜひ文化財指定庭園保護協議会の中でこういうことの大枠を広くお知らせいただければと思います。

以上のような動向も踏まえつつ、文化財庭園保護の更なる進展に向けてということをお話ししたいと思います。まずは最近の指定・

登録の事例をご紹介したいと思えます。昨年、平成二九年一〇月一三日に告示になったものには、岐阜県飛騨市にある江馬氏館跡庭園があります。これは一五世紀末から一六世紀初頭にかけて飛騨地方を支配した江馬氏によって作られた庭園で、発掘調査によって発見された庭園遺構を保存修復、復元整備したものが指定されています。また、島根県仁多郡奥出雲町にあつて、地方的な庭園文化の特色を表すものとして、櫻井氏庭園も指定されています。それから今年2月に告示されたものは、宮城県気仙沼市の煙雲館庭園で、これも地方における庭園文化の発展を表すものの一つであります。それから愛媛県新居浜市に所在する近代庭園として、旧広瀬氏庭園があります。それから先ほど名古屋城総合事務所の方からご紹介ありましたが、名古屋城二之丸庭園については、かつて庭園が広がっていた全域が追加指定され、これから全体の保存修復、復元整備が進められていきます。

このような文化財庭園の指定や登録は、それぞれの地域で調査により内容と価値の具体を明らかにし、将来へと継承する意思を育んでいた成果であります。先般、愛媛県大洲市で開催された文化財庭園フォーラムにおいて、「庭園の本質」とは何かというお話

をさせていただきました。「庭園」と言ったとき、敷地があつて池があつて樹木があつてそこに構造物や建造物その他があるという、その空間構成のことを私たちは「庭園」というふうにかえたりします。制度上、文化財の「名勝」としても、そういう不動産の文化遺産として取り扱うわけですが、先ほど重点要望として会長からご説明があつた、繰り返し変わりゆく季節の中で光の変化や天候の変化があつて、皆様も一度として同じ状態をご覧になつていないわけで、それは私などが申し上げる以前に皆様実感されているわけですが、それも庭園の本質の一部である、さらにその空間があつて天然現象があればそれで庭園かという、実はそこで時を過ごすという人間の存在がないと庭園ではないのではないかと、そういう話をさせていただきました。そこには、当然、お手入れもありますし、お手入れそのものが庭園文化の楽しみでもあるのではないかと、こういう本質についても、もっと深く皆様を感じられていたりするから、ぜひ文庭協の活動の中で、それぞれの庭園全ての空間構成も、天然の現象も、人の関わり具合も違いますが、それぞれの本質を広くお伝えいただく工夫を重ねていただきたいと思います。

最後に、これは重ねてのお願いということになりますけれども、先ほど大きな文化行政の話をさせていただきましたが、特に文化財庭園については多くのことが求められていることがあると思います。社会の中でどうやって皆様の御苦労を分かち合うかという時に、庭園の所有者、管理者が社会に何を提供するかを考えていただきたいと思いますし、そのことと合わせて社会に何を求めていくのかということも考えていただきたいと思います。そのためには具体的な世の中の動向や経営の状態を知らないといけないですし、どのように実践していくのかということについて、こういった文庭協などの意見交換の中で行動を起こしていただきたいと思います。お手入れは大変ですが、大変な中でお手入れの楽しみが忘れられがちということもあるので、何かということも思いますので、再度いろいろなことをそれぞれのお手入れの中で発見していただけて、来園者の方にもそれを楽しんでいただけることを目指していただきたいと思います。また、先ほど庭園の本質をお話しましたが、人の関わりが無い庭園は存在しませんから、庭園は単なる空間施設ではなくて、むしろ来園された方もその時点で庭園の一部であるということについて、ぜひ思いを巡ら



平澤主任文化財調査官の講演

せていただいで、さまざまにお伝えいただけ
ればと思います。
ことういことを、庭園をお持ちの皆様から
もつと深く広く発信していただければと思
います。そういつたことが、社会の中で文化財
をどうするのかという議論の中にもインパ
クトを持つと思ひますので、引き続きどうぞ
よろしくお願ひ申し上げます。

平成30年6月28日（木）
文化財指定庭園保護協議会 第56回総会
於：太鼓谷稻成神社 儀式殿（島根県鹿足郡津和野町）

文化財保護制度の 見直しと 庭園の保護

文化庁文化財部記念物課 名勝部門 平澤 毅


文化財保護制度の見直しと 庭園の保護

- 文化行政をめぐる現状
- 文化庁の機能強化・京都移転
- 文化財保護制度の見直し
- 文化財庭園保護の更なる進展に向けて

2

文化行政をめぐる現状

3



文化行政の概要

文化芸術の意義

【人間力】 人間性に豊かさと深みをもたらし、創造力と感性を育む
 【地域再生】 人々が共に生きるための絆となり、誇りやアイデンティティを形成する
 【国力】 高付加価値の産業、地域振興や観光など経済発展の基盤となり、国力の増大に資する

芸術文化の振興

芸術文化の水準向上、国民の文化活動の充実

優れた舞台芸術の支援
 ・優れた芸術活動への支援
 ・新進芸術家の育成・活動の支援
 ・子供・地域住民の鑑賞機会の充実

文化財の保存・活用

国民的財産である文化財の次世代への継承

・文化財の保存修理・防災施設等の充実
 ・観光への活用による地域経済活性化。

発信・交流

日本文化の発信、国際交流の推進

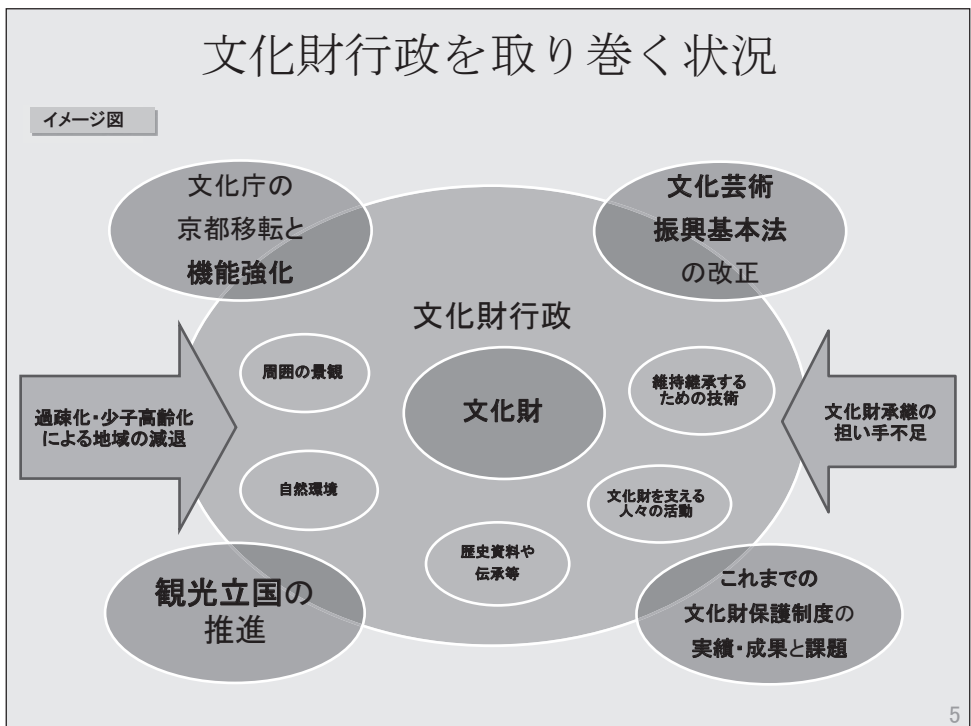
・質の高い海外公演の奨励
 ・海外芸術団体等との交流
 ・文化遺産保護の国際協力

文化を支える基盤の充実

文化を支える組織、仕組み等を充実

・国立美術館・博物館・劇場の機能強化
 ・著作権制度の整備・普及
 ・国語の改善・普及、日本語教育の推進

「はじめて学ぶ著作権」キャラクター
 (©やなせたかし)



文化芸術基本法

➤文化芸術振興基本法 H13.12.7.

✓文化芸術の振興に関する基本的な方針

- 第1次 H14.12.10.
- 第2次 H19.2.9.
- 第3次 H23.2.8.
- 第4次 —文化芸術資源で未来をつくる— H27.5.22.

➤文化芸術基本法 H29.6.23.

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html

✓文化芸術に関する施策に関する基本的な計画

(文化芸術推進基本計画)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/

- 第1期 H30.3.6.
—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—

6

文化芸術振興基本法の改正 ①

第一 趣旨

※平成29年6月23日法律第73号 公布・施行

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〔基本理念の改正内容〕

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

※「文化芸術推進基本計画」平成30年3月6日閣議決定

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定する。

7

文化芸術振興基本法の改正 ②

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。 など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

「明日の日本を支える観光ビジョン」ー世界が訪れたいくなる日本へー 概要

平成28年3月30日策定

これまでの議論を踏まえた課題

- 我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていくことが必要。
- 観光の力で、地域の雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していくことが必要。
- CIQや宿泊施設、通信・交通・決済など、受入環境整備を早急に進めることが必要。高齢者や障がい者なども含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていくことが必要。

「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」

視点 1 「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」	視点 2 「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」	視点 3 「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、そして世界に開放 <ul style="list-style-type: none"> ・赤坂や京都の迎賓館などを大胆に公開・開放 ■ 「文化財」を、「保存優先」から観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、文化財を核とする観光拠点を全国で200整備、わかりやすい多言語解説など1000事業を展開し、集中的に支援強化 ■ 「国立公園」を、「世界水準の「ナショナルパーク」へ <ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標に、全国5箇所の公園について民間の力も活かし、体験・活用型の空間へと集中改善 ■ おもな観光地で「景観計画」をつくり、美しい街並みへ <ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標に、原則として全都道府県・全国の半数の市区町村で「景観計画」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 古い規制を見直し、生産性を大切にする観光産業へ <ul style="list-style-type: none"> ・60年以上経過した規制・制度の抜本見直し、トアイルの経営人材育成、民泊の整備、宿泊業の生産性向上など、総合パッケージで推進・支援 ■ あたらしい市場を開拓し、長期滞在と消費拡大を同時に実現 <ul style="list-style-type: none"> ・欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにした「アットホーム」緩和などを実施 ・MICE誘致・開催の支援体制を抜本的に改善 ・首都圏におけるビザ・入国受入環境改善 ■ 疲弊した温泉街や地方都市を、未来発想の経営で再生・活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、世界水準DMOを全国100形成 ・観光地再生・活性化の「アットホーム」緩和などを駆使し、民間の力を最大限活用した安定的・継続的な「観光まちづくり」を実現 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ソフトインフラを飛躍的に改善し、世界一快適な滞在を実現 <ul style="list-style-type: none"> ・世界最高水準の技術活用により、出入国審査の風景を一変 ・ストレスな通信・交通利用環境を実現 ・キャッシュレス観光を実現 ■ 「地方創生回廊」を完備し、全国どこへでも快適な旅行を実現 <ul style="list-style-type: none"> ・「F・M・L」を訪日後でも購入可能化 ・新幹線開業やリニア空港運営等と連動した、観光地へのアクセス充実の実現 ■ 「働きかた」と「休みかた」を改革し、運動感あふれる社会を実現 <ul style="list-style-type: none"> ・2020年までに、年次有給休暇取得率70%へ向上 ・家族が休暇をとりやすい制度の導入、休暇取得の分散化による観光需要の平準化

文化庁 文化財活用・理解促進戦略プログラム2020の策定について (概要) 平成28年4月

平成28年3月にとりまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するために、2020年までに取り組むアクションプログラムを策定。

目指すべき将来像	現状・課題及び今後の対応
<p>○文化財を中核とする観光拠点の整備</p> <p>大内宿の茅葺き民家群再生 (福島県)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の文化財の一体的整備を計画的に行い、観光中心の産業構造へ転換 観光客数は20年間で約100万人増加 収益が修理につながる循環型の文化財保存・活用事業の継続、地元技術者の育成 	<p>現状・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 個々の文化財を点として保存 日本人でも理解が困難な、専門家にしか分からない解説 修理遅れによる資産価値の低下・劣悪な外観 <p>プログラムのポイント</p> <p>2020年までに、以下の取組を1000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備。</p> <p>○支援制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援に当たり観光客数等を指標に追加 地域の文化財を一体的に整備・支援 適切な修理周期による修理・整備 観光資源としての価値を高める美装化への支援 修理現場の公開 (修理観光) や、修理の機会をとらえた解説整備への支援 等 <p>○観光コンテンツとしての質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 分かりやすい解説の充実・多言語化 宿泊施設やユニークメニュー等への観光活用を促進 学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設、質の高いHeritage Manager等の養成と配置 全国の文化財等の情報を発信するポータルサイトの構築 美術館や博物館における参加・体験型教育プログラム等への支援、ニーズを踏まえた開館時間の延長 文化プログラムをはじめとする文化芸術活動との連携 等
<p>○投資リターンを見据えた文化財修理・整備の拡充と美装化</p> <p>姫路城天守の大規模改修 美装化</p> <ul style="list-style-type: none"> 総事業費30億円 観覧料収入 2.9億円 (H26) → 18.7億円 (H27) 修理中もガイダンス施設を設置 	
<p>○分かりやすい解説と多言語対応</p> <p>日光東照宮新宝物館</p> <ul style="list-style-type: none"> 東照宮の歴史や徳川家康の生涯をビデオ等を用いて分かりやすく解説 全ての展示品は、日本の歴史を知らない外国人でも理解できる英語解説がされている 	
<p>○歴史的建造物の活用促進</p> <p>西日本工業倶楽部会館</p> <ul style="list-style-type: none"> 国指定重要文化財を結婚式場等に活用 	<p>○文化財をユニークメニューとした文化イベント</p> <p>姫路城でのオペラ上演</p> 

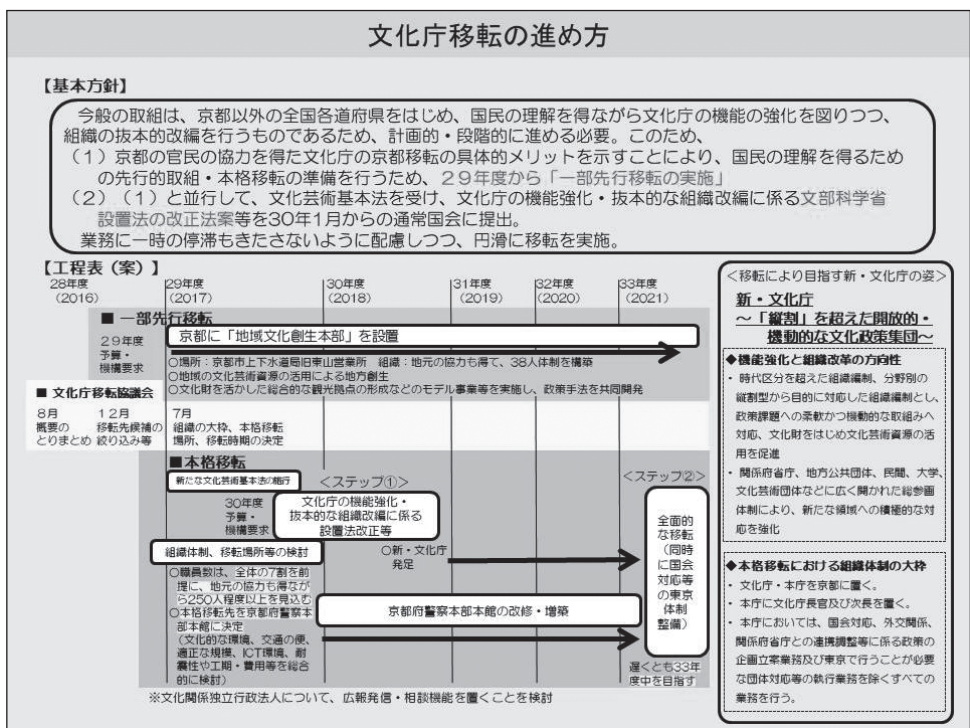
10

文化庁の機能強化・京都移転

cf. 文化庁HP「文化庁の機能強化・京都移転」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kino_kyoka/index.html


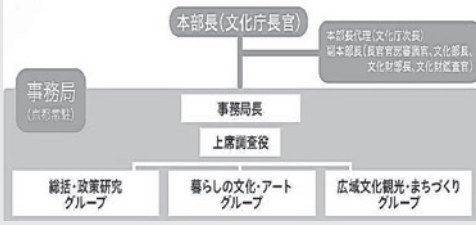
11

文化庁の京都移転に関する経緯	
平成26年12月	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（閣議決定）
平成27年3月	道府県等に対し「政府関係機関の地方移転」の提案募集が行われ、京都府から文化庁の移転の提案提出
平成28年3月	「政府関係機関移転基本方針」（まち・ひと・しごと創生本部決定）
	<p>【抜粋】 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。</p> <p>このため、抜本的な組織見直し、・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。</p>
平成29年7月	「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」（文化庁移転協議会） ① 京都に文化庁本庁を置くことなど組織体制の大枠 ② 移転場所を現京都府警察本部本館とする ③ 移転時期を平成33年度中とする



地域文化創生本部について ～京都への文化庁移転～

平成29年4月 地域文化創生本部設置(京都市東山区)
(平成29年7月現在、38名の体制)

【移転後のイメージ】

- 本庁＝京都、文化庁長官及び次長は京都に常駐
- 東京では、国会对応、外交関係、関係府省庁との連携調整等に係る政策の企画立案業務及び東京で行うことが必要な団体対応等の執行業務を担当
- 職員数は全体の7割を前提に、京都府・京都市をはじめとする地元の協力も得ながら250人以上を見込む
- 文部科学省設置法の改正(平成30年通常国会を目途に改正法案を提出)を経て、平成30年度内に新・文化庁～「縦割」を超えた開放的・機動的な文化政策集団～へ組織改革

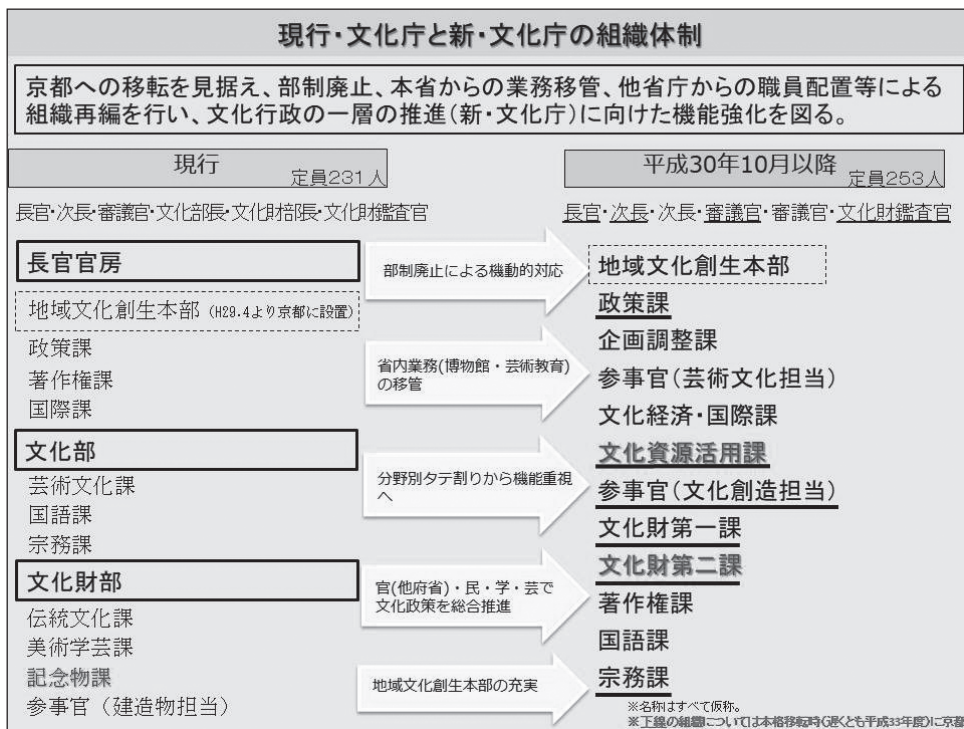
移転先: 現京都府警察本部本館 **遅くとも平成33年度中**の本格移転を目指す

～新・文化庁 機能強化のポイント～

＜法律事項＞	＜機能強化＞	
新・文化芸術基本法(H29.6施行) ◆文化庁施策に閉じない「文化芸術推進基本計画」の策定 ◆関係府省庁で構成する「文化芸術推進会議」の設置	✓文化庁が中核となって我が国の文化政策を総合的に推進	文化芸術の力で一億総活躍
文部科学省設置法改正案 ◆文化に関する基本的政策の企画立案推進機能 ・関係行政機関の事務調整機能 付与 ◆本省業務(芸術に関する教育、博物館)の一元化		文化芸術資源で地方創生・地域活性化
＜政令事項その他＞ ◆文化部・文化財部の2部制廃止	✓文化芸術体験・専門人材育成の質の向上 ✓博物館行政の効率化	日本文化ブランドで世界を魅了
◆次長2名体制	✓柔軟かつ機動的な取組みの推進 ✓本格移転(遅くとも2021年度)に向けた準備、マネジメント強化 ✓2020文化プログラムの強力な推進	
◆文化財関係部局の機能別再編	✓適切な保護と、観光・産業と連携した文化芸術資源の活用を推進	
・大学との連携を生かした文化政策調査研究 ・国内外への日本文化の発信 ・食文化等の生活文化振興や新たな文化創造 ・各省と連携した文化GDP拡大を担う体制整備	✓政策立案・発信機能の強化 ✓文化による社会的・経済的価値の創出	
他府省・自治体・民間等からの参画	✓人材多様化による組織活性化	

＜参考＞
 ◆経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～(H29.6閣議決定)
 「文化経済戦略(仮称)」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。
 2020年までを文化政策推進重点期間として位置づけ、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模(文化GDP)の拡大に向け取組を推進する。

◆まち・ひと・しごと創生基本方針2017(H29.6閣議決定)
 文化庁については、地域の文化資源を活用した観光振興や地方創生の拡充に向けた対応の強化、我が国の文化の国際発信力の向上、食文化など生活文化の振興、科学技術を活用した新文化創造や文化政策調査研究など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等に対応できるような機能強化を図りつつ、京都に全面的に移転する。(略)また、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編を検討し、これに係る文部科学省設置法(平成11年法律第96号)の改正案等を平成30年1月からの通常国会を目途に提出するなど、全面的な移転を計画的・段階的に進めていく。



平成30年 新・文化庁元年 社会的・経済的価値をはぐくむ文化政策への転換 ～創設50年・文化庁が変わります～

(1) 平成30年度予算案のポイント

(単位:億円)

区分	前年度予算額	平成30年度予算額(案)	増△減額	増減率	備考
文化庁予算	1,043	1,077	35	3.3%	平成29年度補正予算額77億円

- ◆文化資源を生かした社会的・経済的価値の創出 132億円(78億円増)
 - 【一部増額】
 - ・文化財の高精度レゾナンス等を活用したビジネスモデル創出等を担うセンター機能整備
 - ・国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発掘拠点形成の支援
- ◆かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等 474億円(5億円増)
 - ・文化財の総合的な活用による観光戦略実行プランの推進
 - ・文化財継承世代への継承の承継を促すための巡回型整備、資料確保や研修等の育成等への支援
- ◆文化芸術の創造・発展と人材育成 218億円(10億円増)
 - ・文化芸術資源の創造・活用による地方創生と経済活性化等の推進
 - ・文化芸術による子供の育成事業

(3) 文化庁の機能強化

- ◆新・文化芸術基本法を受けた文部科学省設置法の改正(予定)
 - ・文化に関する基本的政策の企画立案機能、関係行政機関の事務調整機能の付与
 - ・博物館関係事務及び芸術教育関係事務を、本省から新たに移管
- ◆抜本的組織改編による新・文化庁の創設(平成30年秋)
 - ・文化部・文化財部の2部制廃止等により、時代区分を超えた柔軟で機動的な対応へ
 - ・①文化発信・政策調査研究の強化、②文化資源を活用した観光振興、③文化による地方創生・共生社会推進、④食文化など生活文化の振興等に向けた体制を構築
 - ・官(各府省)・民・学・芸の協働により、文化政策の総合的な推進へ

(2) 文化関係の新たな地方財政措置

- ◇ 地方自治体が個別の文化財の保存活用計画に基づき実施する活用事業(歴史的多言語化等のソフト事業)の地方負担について、新たに特別交付税措置。
- ◇ 国庫補助事業(文化財の保管施設の整備等のハード事業)の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充。
- ◇ 公立文化施設の適正管理の取組(長寿倉庫化事業)について、引き続き公共施設等適正管理推進事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充。

(4) 『文化芸術推進基本計画』の策定

- ◆今後5年間(2018-2022)の文化芸術政策の基本的方向性を定めた政府全体としての国家戦略
 - ・新・文化芸術基本法(H29.6改正)の精神を前提として策定。
 - ・文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する社会的・経済的価値を明確化。文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる普及・発展へ。
 - ・観光・支那及び国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術関係施策との連携について、関係府省庁の局長級職員からなる文化芸術推進会議において調整。
 - ・現在、文化審議会にて審議中。平成29年度中を目途に策定(閣議決定)の予定。

～その他、今後予定される制度の見直し～

- デジタル・ネットワーク化の進展に対応した著作権制度の整備(著作権法改正)
- これからの時代にふさわしい文化財保護制度の構築(文化財保護法改正)

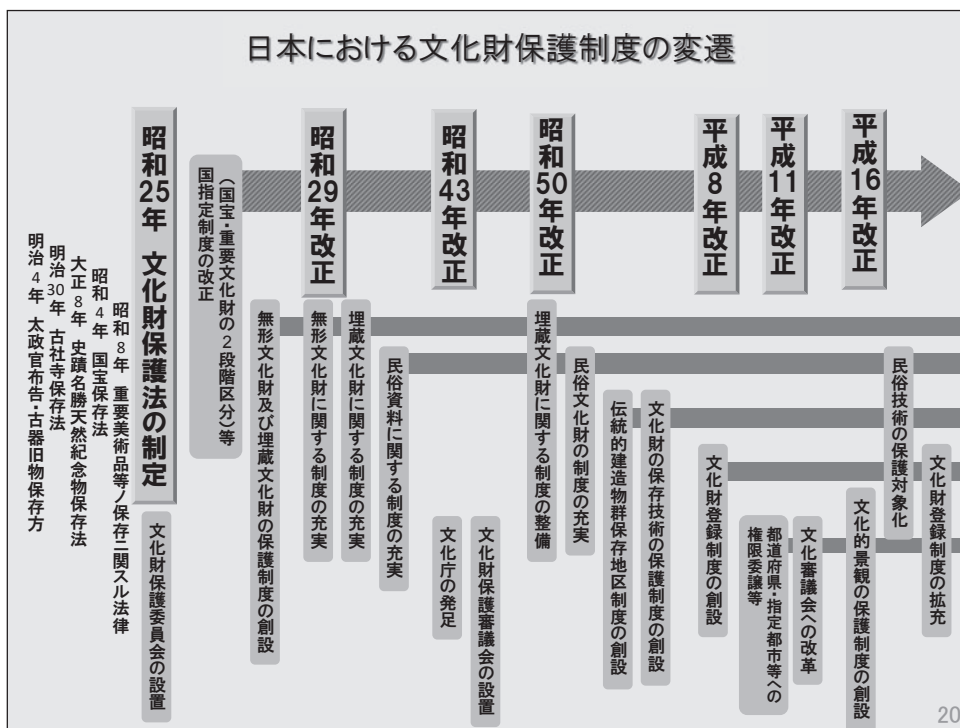
(平成30年1月)

文化財保護制度の見直し

18

文化財行政の現状

19



文化財保護法について

総 論


○議員立法として昭和25年に成立。

【目的】
 文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第1条）。


【定義】
 （文化財保護法上の）「文化財」とは「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物（史跡・名勝・天然記念物）」「文化的景観」「伝統的建造物群」の6類型をいい（第2条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定等することができる（第27条等）。

【任務と心構え】


- 政府・地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、法律の趣旨の徹底に努める責務を有し（第3条）、法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重する（第4条③）。
- 一般国民は、政府等が行う措置に協力し、また文化財の所有者等は、文化財を公共のために保存するとともに、できるだけこれを公開するなど文化的活用にも努めなければならない（第4条①、②）。




有形文化財建造物
(国宝瑞龍寺)




有形文化財
(国宝黒澤威調丸兜 大袖付)




無形文化財
(歌舞伎女形)



無形民俗文化財
(青森市ねぶた)

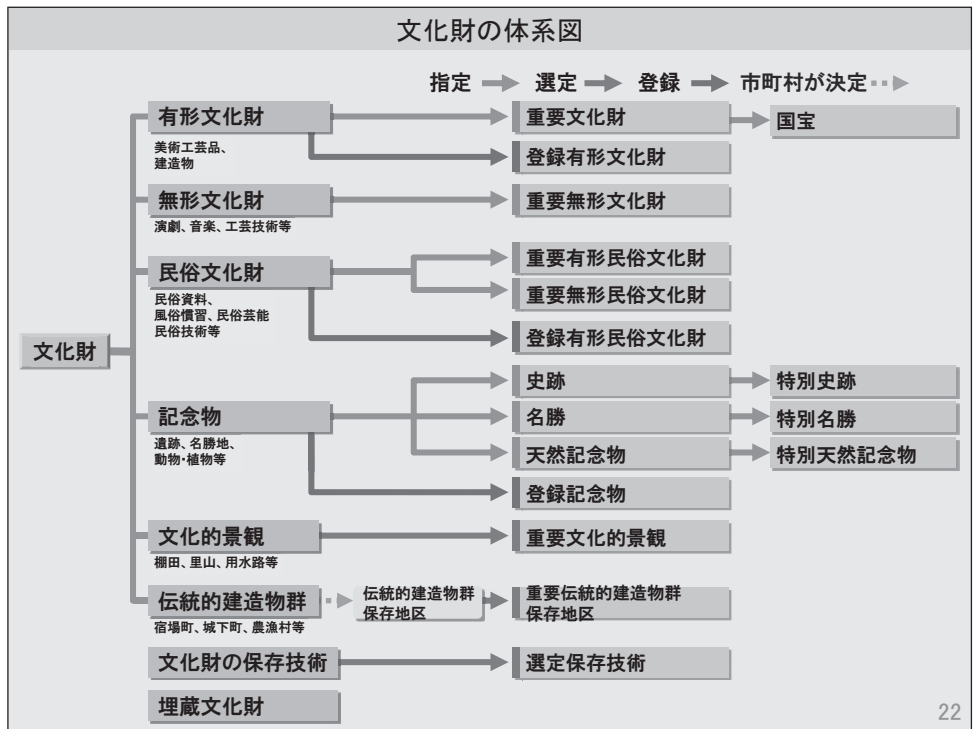


伝統的建造物群と民俗文化財
(岐阜県美濃市)



文化的景観

21



国指定等文化財の件数 30年3月1日現在


国宝・重要文化財		重要有形民俗文化財 220件		重要無形民俗文化財 303件	
種別 / 区分	国 宝	重要文化財	重要文化的景観 61件	重要伝統的建造物群保存地区 117件	登録有形文化財(建造物) 11,502件
美術工芸品	絵画 160	2,017	登録有形文化財(美術工芸品) 14件	登録有形民俗文化財 42件	登録記念物 106件
	彫刻 134	2,701	登録作成等の措置を講ずべき無形文化財 91件	登録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 628件	
	工芸品 253	2,457	選定保存技術 71件		
	書跡・典籍 227	1,909	保持者 46件(56人)		
	古文書 61	764	保存団体 35件(32団体) ※4		
	考古資料 47	633			
	歴史資料 3	205			
計	885	10,686			
建造物	(284棟)	(4,984棟)			
	225	2,480			
合計	1,110	13,166 ※1			

史跡名勝天然記念物 ※2			
特別史跡	62	史跡	1,805
特別名勝	36	名勝	410
特別天然記念物	75	天然記念物	1,027
計	173 (163)	計	3,242 (3,128) ※3

重要無形文化財				
	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	認定件数	保持団体等数
芸能	39	57 (57)	14	14
工芸技術	39	58 (57)	16	16
合計	78	115 (114)	30	30

※1 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。
 ※2 重複指定があり、()内は実指定件数を示す。
 ※3 件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。
 ※4 重複認定があり、()内は実団体数を示す。

重要無形文化財「能楽」



23

都道府県別の文化財指定状況

No.	都道府県	国指定等	都道府県指定等	市町村指定等	No.	都道府県	国指定等	都道府県指定等	市町村指定等
1	北海道	297	156	1,029	25	滋賀県	1,313	419	1,613
2	青森県	217	274	1,032	26	京都府	2,889	448	1,370
3	岩手県	263	380	2,015	27	大阪府	1,451	438	1,088
4	宮城県	266	243	1,373	28	兵庫県	1,224	848	2,512
5	秋田県	288	421	1,782	29	奈良県	1,750	535	673
6	山形県	341	522	2,121	30	和歌山県	668	577	1,263
7	福島県	363	514	2,445	31	鳥取県	326	273	642
8	茨城県	404	688	2,405	32	島根県	402	374	899
9	栃木県	447	829	2,996	33	岡山県	530	468	2,073
10	群馬県	479	420	2,127	34	広島県	506	637	2,023
11	埼玉県	303	679	4,178	35	山口県	348	353	996
12	千葉県	364	548	2,471	36	徳島県	255	333	903
13	東京都	3,288	819	2,754	37	香川県	575	222	772
14	神奈川県	651	389	1,692	38	愛媛県	320	319	2,079
15	新潟県	622	386	2,495	39	高知県	411	234	1,540
16	富山県	235	208	950	40	福岡県	485	691	1,404
17	石川県	471	347	2,350	41	佐賀県	213	313	626
18	福井県	354	367	1,485	42	長崎県	287	380	1,147
19	山梨県	262	522	1,586	43	熊本県	302	384	2,352
20	長野県	800	443	4,198	44	大分県	392	729	2,235
21	岐阜県	502	933	5,507	45	宮崎県	186	221	855
22	静岡県	541	547	1,837	46	鹿児島県	238	290	2,136
23	愛知県	912	609	3,727	47	沖縄県	234	269	966
24	三重県	497	585	1,783	合計		28,472	21,584	88,505

※国指定等は平成29年8月現在、都道府県・市町村指定等は平成28年5月現在の件数。
 ※国指定等には指定、選定、登録文化財の件数を、都道府県・市町村指定等には指定、選定、登録、それ以外の文化財の件数を含む

24

今日の文化財行政をめぐるキーワード

- 文化財保護法:文化庁
- 世界遺産、無形文化遺産、世界の記憶
 - cf1. GGN; Global Geoparks Network (世界ジオパーク): UNESCO
 - cf2. Biosphere Reserves; 生物圏保護区(ユネスコエコパーク): UNESCO
 - cf3. GIAHS; Globally Important Agricultural Heritage System (世界農業遺産): FAO
 - cf4. SDGs; Sustainable Developing Goals 17の目標と169のターゲット
 - 目標11 包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する
 - ターゲット11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
 - 日本学術会議環境学委員会 平成29年9月29日
 - 報告「持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて日本の学術界が果たすべき役割」
- cf5. Future Earth
- 日本遺産 cf.日本農業遺産[農林水産省]、JGN(日本ジオパーク)
- 歴史文化基本構想
- 歴史まちづくり:歴史的風致維持向上計画
- 水中文化遺産、大規模災害への対応.....etc.

25

歴史文化を活かしたまちづくりの推進施策

歴史文化基本構想(H19～)

文化財を核として、地域全体を歴史文化の観点から捉え、各種施策を統合して歴史・文化を活かした地域づくりを進めるための地方公共団体の基本的な構想。(H19文化審議会企画調査会で提言)

【策定件数】57計画(60市町村) H29.3時点
 平成20～23年：策定支援モデル事業を実施(20箇所)
 平成27年度～：計画策定の補助事業を開始

【構想に記載する事項(例)】

- ・地域の歴史文化の特徴
- ・文化財把握の方針
- ・保存・活用の基本方針
- ・関連文化財群
- ・歴史文化保存活用区域
- ・保存活用計画作成の考え方
- ・保存活用の体制整備の方針

関連文化財群のイメージ

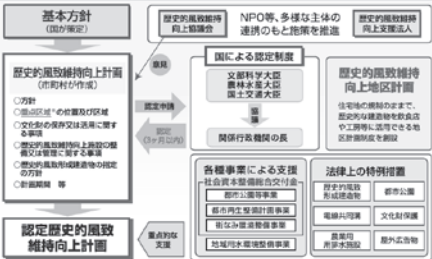


(文科省・国交省・農水省の共管)

歴史まちづくり法(H20～)

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」
 地域固有の歴史・伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的建造物等が一体となって形成する良好な市街地の環境である「歴史的風致」を保護するための事業計画を認定。

【認定件数】66件 H30.4時点



(※)重要文化財建造物等の周辺など

日本遺産(H27～)

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定。認定地域の魅力発信等を推進。
 歴史文化基本構想策定又は歴史的風致維持向上計画の認定などが認定申請の要件(複数地域による「シリアル型」を除く)。

【認定件数】67件 H30.6時点

- 【認定ストーリーのポイント】
- ・歴史的経緯や地域で受け継がれる伝承・風習等を踏まえていること
 - ・ストーリーの核に明確なテーマを設定し、建造物や遺跡・名勝地、祭りなど、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが握られていること。
 - ・単に文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。

個々の遺産を「点」して認定・保存

- 甲賀 → 国定・重要文化財
- 寺社・伝説、城跡、遺跡 → 史跡・名勝
- 伝統芸能 → 無形文化財・民俗文化財

「保存」重視
 → 集約の力が十分に伝わらない



文化財保護制度の見直し

文化財保護制度の見直しに向けて

検討の背景

- 我が国では、文化財保護法により、有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果があげられてきた
- 一方で、社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機
- これまで価値付けが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務



多くの人が参画し、地域社会全体で地域の文化や経済の振興の核として、**文化財を未来へ確実に継承する方策**を模索することが必要

28

文化審議会への諮問

諮問

平成29年5月19日 文部科学大臣から文化審議会に諮問

「これからの文化財の保存と活用の在り方について」

- 【検討事項】
- ・「これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善」
 - ・「文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開」
 - ・「文化財を確実に継承するための環境整備」
- 等

29

文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい
保存と活用の在り方について(第一次答申)

答申までの経緯

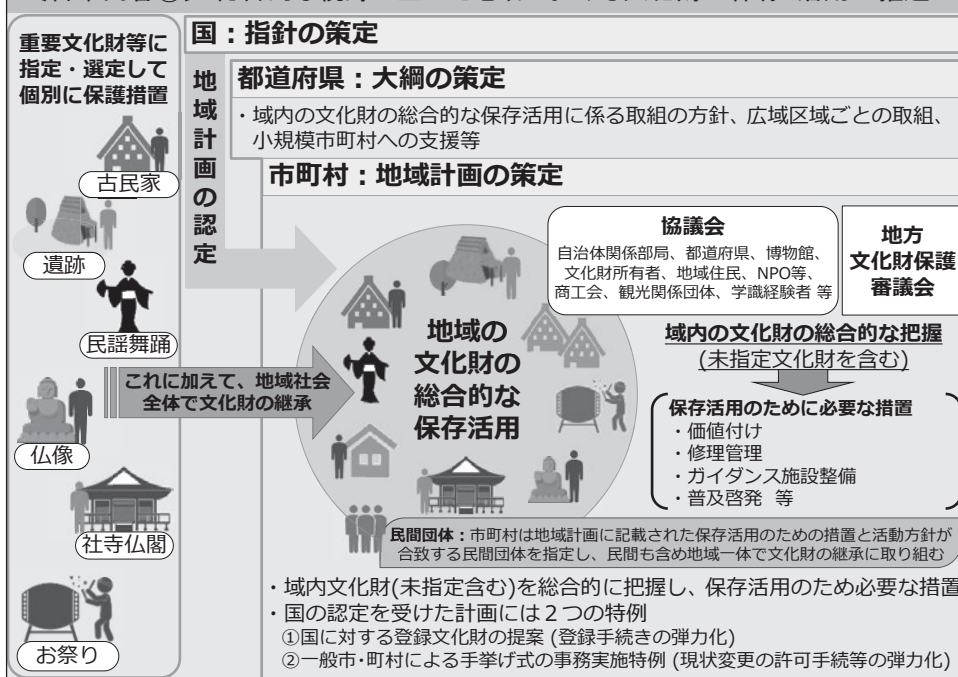
- 平成29年6月 1日 文化審議会文化財分科会企画調査会において審議開始
- 平成29年8月31日 「中間まとめ」公表
- 平成29年12月 8日 文化審議会答申
「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」
(第一次答申)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/matome/pdf/r1399287_01.pdf



- 制度改正が必要な事項について、平成30年(第196回)通常国会へ文化財保護法等の改正法案を提出(平成30年3月6日)。
平成30年6月1日可決・成立、平成31年4月1日施行へ。

30

〔答申内容①〕 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進



〔答申内容②〕 個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充



○ **個々の文化財の保存活用計画の作成**

・所有者等が作成し、国が認定

現状変更の際に
国へ許可申請

➔

認定計画に基づく
手続の弾力化



○ **所有者と共に文化財の保存活用を担う主体の位置付け**

・現行の管理責任者制度を使いやすく実効性のある制度に改正

所有者単独
で保存活用
の取組

➔

所有者の
取組を
積極的に
サポート




○ **国宝・重要文化財（美術工芸品）の適切な公開の在り方**

・技術の進歩や公開ニーズに対応し、材質等によって公開日数を延長

年間の公開日数は
延べ60日以内等
の一律の基準

➔

石、土、一部の金属製品
などの年間の公開日数は
延べ150日以内

石
土
金属(銅製品等)

〔答申内容③〕 地方文化財行政の推進力強化

(地方公共団体の文化財に係る体制の充実)

○ **文化財担当職員等の人材確保や資質向上**及び「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大すること等が必要

(地方文化財保護行政の所管)

○ 地方における文化財保護の所管は教育委員会とされているが、文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、
条例により首長部局での文化財保護に関する事務の執行・管理を可能に

○ ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、**地方文化財保護審議会**を必置とするなど、環境の整備が必要

33

特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設(相続税)

【概要】

個人が、美術館(※1)と特定美術品(※2)の長期寄託契約を締結し、文化財保護法に規定する保存活用計画(※3)の文化庁長官の認定を受け、その美術館(以下「寄託先美術館」という。)にその特定美術品を寄託した場合において、その者が死亡し、その特定美術品を相続又は遺贈により取得した者(以下「寄託相続人」という。)がその長期寄託契約及び保存活用計画に基づき寄託を継続したときは、担保の提供を条件に、その寄託相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定美術品に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する。

- ※1 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設のうち、美術品の公開及び保管を行うもの
- ※2 国宝・重要文化財、登録有形文化財の美術工芸品
- ※3 文化財保護法の改正により保存活用計画の仕組みの構築を検討中(平成30年通常国会に提出予定)

【猶予税額の免除】

- ・寄託相続人が死亡した場合
- ・寄託先美術館に対するその特定美術品の寄贈した場合
- ・自然災害によるその特定美術品の滅失があった場合

【猶予税額の納付】

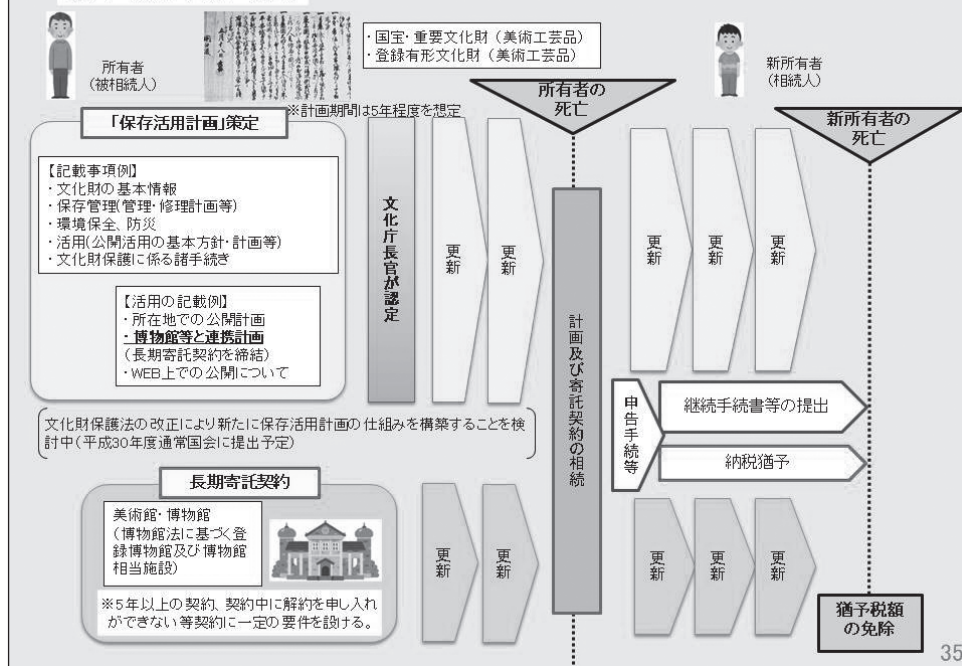
以下の場合には、猶予税額及び法定申告期限からの期間に係る利子税を納付する。

- ・特定美術品の譲渡等をした場合
- ・特定美術品が滅失、紛失等をした場合
- ・長期寄託契約の終了、保存活用計画の期間満了後、新たに認定を受けなかった場合
- ・重要文化財の指定解除、登録有形文化財の登録抹消、保存活用計画の認定取消しの場合
- ・寄託先美術館が廃止された場合(新たな寄託先美術館に寄託した場合を除く。)

【その他】

寄託相続人は、3年毎に、継続届出書に寄託先美術館の発行する証明書を添付して、寄託相続人の納税地の所轄税務署長に提出する。

【スキーム図(イメージ)】



文化財の保存・活用に係る地方財政措置について

○ 「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁策定）や「文化財保護法」の改正（通常国会提出予定）などを踏まえ、文化財の積極的な保存・活用を推進するため、平成30年度から、保存・活用に要する経費に対する地方財政措置を拡充。

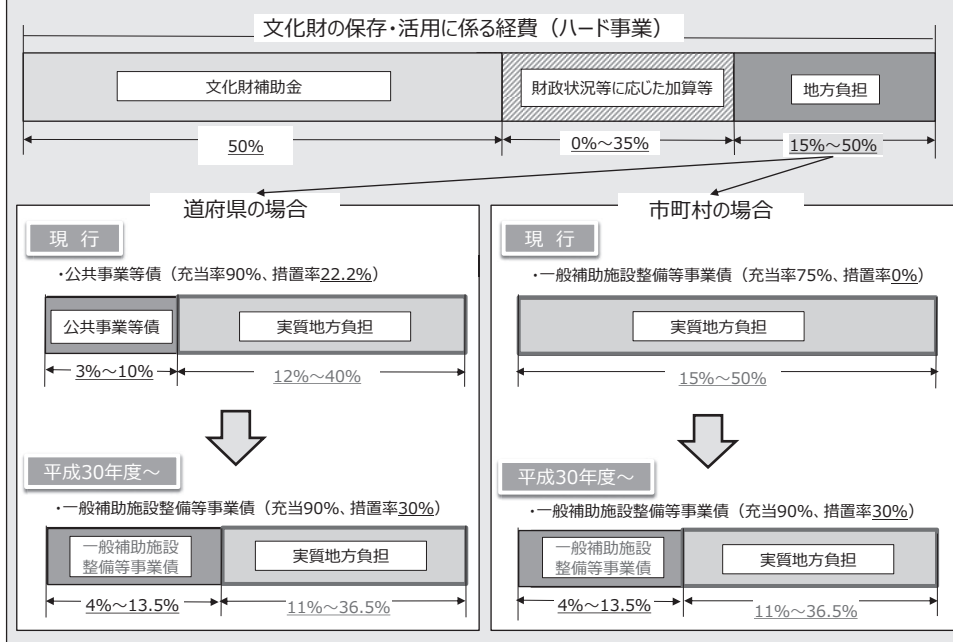
- ① 文化財の保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担について、一般補助施設整備等事業債の対象とし、元利償還金に対する交付税措置を拡充（充当率90%、交付税措置率30%）。
- ② 文化財の保存活用計画を策定し、当該計画に基づき実施する活用事業（国庫補助事業、地方単独事業）に要する経費（ソフト事業）について、新たに特別交付税措置。

<文化財の保存・活用に係る地方財政措置>

区分	保存		活用	
	ハード事業	ソフト事業	ハード事業	ソフト事業
	史跡・建造物の購入、保管施設の整備等	修理・維持補修等	ガイダンス施設、トイレ、駐車場整備等	解説の多言語化、企画・展示、広報等
国庫補助事業 (補助率 原則 1/2)	一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%)	特別交付税 (文化財の保存等に要する経費)	一般補助施設整備等事業債【H30拡充】 (充当率90%、交付税措置率30%)	特別交付税【H30新規】
地方単独事業	地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)	普通交付税 (地域の伝統文化の振興に要する経費等)	地域活性化事業債 (充当率90%、交付税措置率30%)	

36

文化財の保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）への地方財政措置の拡充



「これからの文化財の保存と活用の在り方について」 継続審議

中長期的観点から検討すべき課題

今回の検討で主なテーマとした、これからの文化財の保存・活用に係る具体的施策や制度改正については、速やかに必要な措置を講じる必要があるが、これ以外にも多くの重要な課題があり、引き続き検討を進める必要がある。その中でも、特に以下の事項については、今回の第一次答申の後、速やかに検討に着手することが望まれる。

- ・文化財を守る技術者・技能者や原材料の確保などに係る現行制度の見直しと今後着手すべき施策の検討
- ・文化財修理に関して、職人等の資質を担保する仕組みなど修理事業の質の維持向上と人材育成に資する施策の検討
- ・文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策の見直しや研修機関の在り方、次世代を担う子供たちへの教育的な取組の推進について
- ・文化財保護法第45条・128条の環境保全の規定の適用など文化財の周辺環境を含めて一体的に保全する仕組みの検討
- ・近代の文化財の保存と活用の在り方の検討
- ・大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動等や災害遺構の在り方について 等

文化庭園保護の更なる進展 に向けて

文化財庭園：最近の指定・登録

- 平成29年10月13日告示（平成29年6月答申）

名勝 江馬氏館跡庭園	[岐阜県飛騨市]
名勝 櫻井氏庭園	[島根県仁多郡奥出雲町]
登録記念物 宇都宮大学庭園	[栃木県宇都宮市]
登録記念物 光臺院書院庭園	[和歌山県伊都郡高野町]
- 平成30年2月13日告示（平成29年11月答申）

名勝 煙雲館庭園	[宮城県気仙沼市]
名勝 旧広瀬氏庭園	[愛媛県新居浜市]
名勝 名古屋城二之丸庭園	[愛知県名古屋市]（追加）
登録記念物 平田氏庭園	[福岡県小郡市]
- 平成30年6月15日答申

名勝 白山公園	[新潟県新潟市]
登録記念物 絲原氏庭園	[島根県仁多郡奥出雲町]

40

【H29春_名勝の新指定2】平成29年10月13日指定

え ま し やかたあと ていえん

江馬氏館跡庭園【岐阜県飛騨市】



会所庭園全景



指定範囲



位置図



遺構検出状況

15世紀末から16世紀初頭にかけて北飛騨地方の江馬氏の居館に築かれた庭園遺構。発掘調査の成果に基づき会所と堀に囲まれた空間に園池を中心とする庭園を復元整備したもので、中世における庭園文化の地方への伝播を示す重要な事例。

【H29春_名勝の新指定3】

平成29年10月13日指定

さくらい し ていえん

櫻井氏庭園

【島根県仁多郡奥出雲町】



櫻井氏庭園全景



指定範囲



「岩浪(がんろう)」と命名された瀑布



櫻井家住宅全景

江戸時代前期より「可部屋(かべや)」の屋号で製鉄業を営み、松江藩の鉄師頭取を務めた櫻井家の住宅に18世紀以降に築かれた庭園。松江藩七代藩主松平不昧(ふまい)公の来駕の際に設えられたと伝わる岩盤斜面を流れ落ちる瀑布の意匠に顕著な特徴を有する。

【H29秋_名勝の新指定1】

平成30年2月13日指定

えんうんかんていえん

煙雲館庭園

【宮城県気仙沼市】



位置図



指定範囲



主庭



平面図(主庭部)



主屋外観



鮎貝氏累代の墓所

陸奥伊達藩上級家臣・鮎貝氏の居館に江戸時代前期以降築かれた庭園で、気仙沼湾の勝景を南に望む丘陵部に立地して、主屋西向き大きな中島を伴う園池と背景林から成り、幽邃宏大な風致を備えた優れた事例。

【H29秋_名勝の新指定2】
平成30年2月13日指定

きゅうひろせ していえん
旧広瀬氏庭園
【愛媛県新居浜市】



位置図



指定範囲

住友家総理人を務めた広瀬幸平とその長男・満正によって明治時代半ばから大正時代に築造を重ねられた庭園で、本邸まわり、亀池、南庭から成り、迎賓・祝祭・顕彰の場を兼ね備えた近代日本における地方の庭園文化発展を示す重要な事例。



新座敷より内庭を望む



内庭より新座敷・主屋を望む



南庭(靖献堂と馨原文庫)



亀池と千歳島

【H29秋_名勝の追加指定1】
なごやじょうにのまるていえん
名古屋城二之丸庭園
【愛知県名古屋市】

昭和28年(1953)3月31日指定
平成30年(2018)2月13日追加指定



追加指定範囲

昭和28年(1953)に豪宕多彩な景趣を維持していた一部の範囲が名勝指定されたが、発掘調査等の成果により、文政期の『御城御庭絵図』等とよく照合する庭園遺構が良好に遺存していることが明らかとなり、追加して庭園全体の区域を保護するもの。



北御庭 池及び石組(既指定地)



奥御文庫礎石(追加指定地)



北御庭 栄螺山(既指定地)



石垣 南西から(追加指定地)



前庭 枯池(既指定地)



南庭(追加指定)

【H30春_名勝の新指定1】

はくさんこうえん

白山公園【新潟県新潟市】



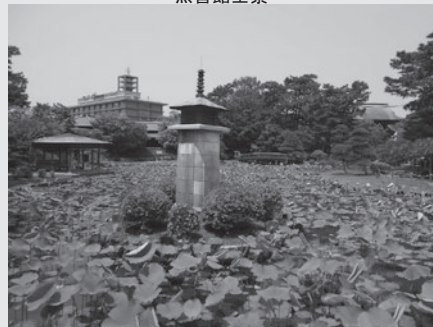
指定範囲



白山神社の鳥居



燕喜館全景



蓮池のラジオ塔と借楽館橋

新潟市市街地中心部の白山神社旧境内地に明治初期に造られた公園。我が国において計画的に造営された公園の最初期の事例として極めて重要である。創設以来、市民の憩いの場、集会等の場として利用され、造営当初からの空間構成が維持されている。

【H29春_登録記念物の新登録(名勝地関係)1】平成29年10月13日登録

うつのみやだいがくていえん

宇都宮大学庭園【栃木県宇都宮市】



位置図



登録範囲



庭園全景(北から)

宇都宮大学峰キャンパス構内に所在するフランス式庭園に倣った整形形式庭園。宇都宮高等農林学校の開校に際して初代校長の佐藤義長が構想、教職員が設計し、学生や地域の人々により大正15年(1926)までに作庭されたものであり、日本の近代造園史において意義深い事例。

【H29春 登録記念物の新登録(名勝地関係)2】平成29年10月13日登録

こうだいいんしょいんていえん

光臺院書院庭園

【和歌山県伊都郡高野町】



登録範囲



庭園全景(南東から)



位置図



庭園前景(東から)

昭和時代を代表する作庭家である重森三玲の手による昭和38年(1963)の作庭で、8つの峯に囲まれた聖地としての高野山の在り方を参照し、中島を有する園池を中心に「蓮華八葉」として表現した庭園。重森の作風の一端を知る上で意義深い事例である。

【H29秋 登録記念物の新登録(名勝地関係)1】

平成30年2月13日登録

ひらたし ていえん

平田氏庭園【福岡県小郡市】

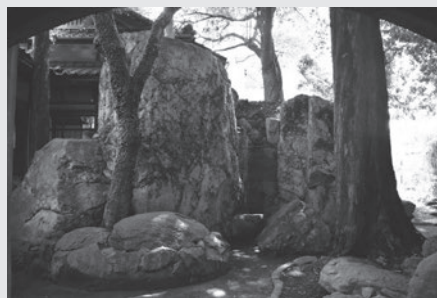


登録範囲



主庭

昭和初期に整備された豪商の住宅庭園。主庭は主屋、座敷、客殿等の建物に面し、分割して運搬した巨岩を当地で接合した、高さ約4mの滝石組が特徴。建物の配置を含めた空間構成がよく保存されており、九州の造園文化の発展に寄与した意義深い事例である。



滝石組

【H30春登録記念物の新登録(名勝地関係)1】

いとはらし ていえん

絲原氏庭園

【島根県仁多郡奥出雲町】



主庭



主庭から見た主屋



登録範囲



主庭

江戸時代に松江藩の鉄師頭取を務めた絲原氏の住宅に造られた庭園。大正末期の主屋新築の際に庭園も整備されたと考えられ、その主要な部分が現在まで残る。主屋の南東部に面し、山の斜面を取り込みつつ、滝、池泉、茶室等を設けている。

庭園の本質

■ 空間構成

選地、地割や石組、園池や植栽、
様々な構造物建造物その他.....

■ 天然現象

繰り返し変わりゆく季節、
朝・昼・夕・晩の光の変化、天候の具合、.....

■ 人の営み

そこで時を過ごすこと、
大小の結構に仕掛けられた遊びを楽しむこと、
作庭意図に導かれ育まれた結構に倣って
営まれる弛みない「手入れ」、.....

変化する社会の中で 変化する庭園のことを考える

- 所有者・管理者は何を社会に提供し、何を社会に要求するのか。
- そのために、何を知り、何を明らかにし、どのように行動するのか。
- 時にお手入れそのものが楽しみとなり、来園者も楽しませる。
- 庭園は単なる公開施設ではないこと、来園者も庭園の一部となること。

52

文化財保護制度の見直しと庭園の保護

文化庁文化財部記念物課
名勝部門 平澤 毅

■文化行政をめぐる現状

○文化行政の概況

芸術文化の振興 文化財の保存と活用 発信・交流 文化を支える基盤の充実

○文化財行政を取り巻く状況：

- * 過疎化・少子高齢化による地域の減退、文化財承継の担い手不足
- * 文化芸術基本法、観光立国の推進、文化庁の移転、文化財保護の実績と課題
(H13. 12. 7. 文化芸術振興基本法 → H29. 6. 23. 文化芸術基本法)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/
- * 「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月)
→ 文化財活用・理解促進戦略プログラム2020(平成28年4月)

■文化庁の機能強化・京都移転

○文化庁の京都移転に関する経緯

- * 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(閣議決定、平成26年12月)
- * 京都府から文化庁の移転の提案提出(平成27年3月)
- * 「政府関係機関移転基本方針」(まち・ひと・しごと創生本部決定、平成28年3月)
- * 文化庁・地域文化創生本部設置(平成29年4月)
- * 「新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて」(文化庁移転協議会、平成29年7月)

○文化庁の組織改編

- * 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(平成30年6月8日 可決・成立)
- * 現行：定員231人、長官・次長・長官官房・文化部・文化財部
- * 平成30年10月1日以降：定員253人、部制廃止・次長2名体制、分野別から機能重視へ、
文部科学省業務(博物館・芸術教育)の移管などを含む
(※記念物・文化財庭園の所管は、「文化財部記念物課」から「文化財第二課」へ)
※文化庁HP「文化庁の機能強化・京都移転」(遅くとも平成33年度中に移転実施の予定)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kino_kyoka/index.html

■文化財保護制度の見直し

○文化財行政の現状

- * 国・都道府県・市区町村による指定・登録等の措置を講じている文化財14万件余り
- * 文化財保護法、世界遺産、無形文化遺産、歴史文化を活かしたまちづくりの推進施策……

○文化財保護制度の見直し

- *平成29年5月19日 文部科学大臣から文化審議会に諮問
「これからの文化財の保存と活用の在り方について」
- *平成29年12月8日 文化審議会答申(第1次答申)
「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」
(第一次答申)
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h29/matome/pdf/r1399287_01.pdf
- *制度改正が必要な事項について、平成30年(第196回)通常国会へ
文化財保護法等の改正法案を提出(平成30年3月6日)
平成30年6月1日可決・成立、平成31年4月1日施行へ。
- *〔答申内容①〕総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進
〔答申内容②〕個々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充
〔答申内容③〕地方文化財行政の推進力強化
- *特定の美術品に係る相続税の納税猶予制度の創設(相続税)
- *文化財の保存・活用に係る地方財政措置について
文化財の保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)への地方財政措置の拡充

■文化財庭園保護の更なる進展に向けて

○最近の指定・登録

平成29年10月13日告示

名勝:江馬氏館跡庭園[岐阜県飛騨市]、櫻井氏庭園[島根県仁多郡奥出雲町]、
登録記念物:宇都宮大学庭園[栃木県宇都宮市]、光臺院書院庭園[和歌山県伊都郡高野町]

平成30年2月13日告示

名勝:煙雲館庭園[宮城県気仙沼市]、旧広瀬氏庭園[愛媛県新居浜市]
名勝の追加指定:名古屋城二之丸庭園[愛知県名古屋市]、登録記念物:平田氏庭園[福岡県小郡市]

平成30年6月15日答申

名勝:白山公園[新潟県新潟市]、登録記念物:絲原氏庭園[島根県仁多郡奥出雲町]

○庭園の本質

空間構成:選地、地割や石組、園池や植栽、様々な構造物建造物その他……
天然現象:繰り返し変わりゆく季節、朝・昼・夕・晩の光の変化、天候の具合、……
人の営み:そこで時を過ごすこと、
大小の結構に仕掛けられた遊びを楽しむこと、
作庭意図に導かれ育まれた結構に倣って営まれる弛みない「手入れ」、……

○変化する社会の中で変化する庭園のことを考える

公開講演会
「津和野のまちづくりと庭園」

津和野町教育委員会 教育次長補佐

宮田 健一

ご紹介いただきました、津和野町教育委員会文化財担当をしております、宮田と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、「津和野のまちづくりと庭園」という大きなお題をいただきまして、こういうタイトルでお話できるか非常に不安だったのですが、私なりに明日のガイダンスを含め、かつ明日はこの人数ではどうしても行くことができない商家庭園のご紹介もさせていただ

き、私が知り得ている範囲の津和野町内の庭園を中心とした活用のありようについて概要をお話させていただこうと思います。(スライド1) 1番目として津和野町の文化財庭園について順次ご紹介させていただきます。2番目にこれらの庭園を活かした取組みの様子をご紹介させていただきます。

まず津和野町の地形を把握していただければと思います。(スライド2) こちらは萩石見空港で、こちらが山口県境、主にこのあたりに城下町の盆地を中心とした庭園がございます。最初にご説明させていただくのは、旧堀氏庭園です。約6.5haが平成17年に指定されております。谷間を中心として裏

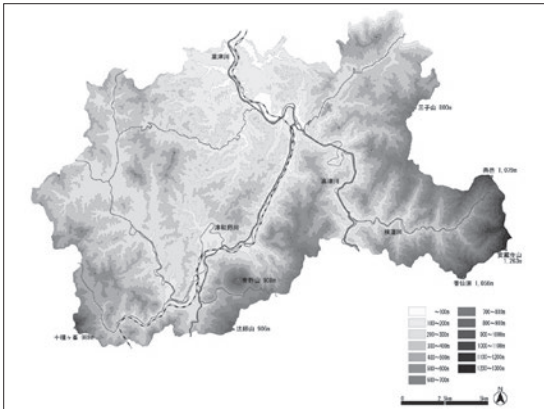
の山を含んだ、非常に広大な範囲です。(スライド3) 谷間全体に主要な庭園がありまして、近世から近代の銅山で栄えた一族、堀家

**第56回文化財指定庭園保護協議会
公開講演会**

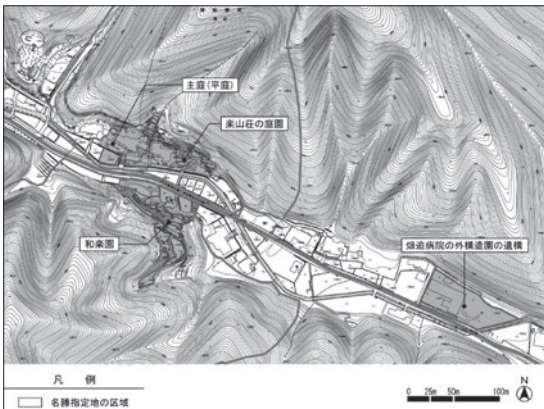
津和野のまちづくりと庭園

平成30年6月28日(木)
津和野町教育委員会 宮田健一

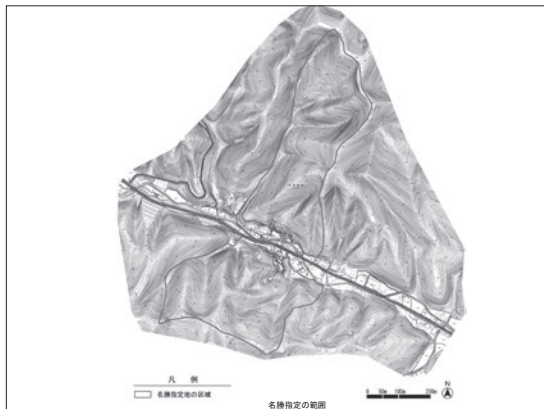
スライド1



スライド2



スライド4



スライド3



スライド 6



スライド 5



スライド 8



スライド 7



スライド 10



スライド 9

の主屋庭園、楽山荘庭園、和楽園が向かい側にありまして、飛び地として畑迫病院の外構造園というのが主な庭園となっています。(スライド4～5) 主屋庭園は簡素な平庭を中心としております。江戸時代の半ば建築の主屋

に伴う庭園となります。(スライド6) 楽山荘は明治33年上棟の建物になります。(スライド7) それに伴います楽山園という庭園は、池庭を中心として高さを利用した豪快な作りになっていまして、池の水については裏

山から600m程奥の流れ水を引いているという、鉾山師ならではの取組をした面白い造りとなっています。(スライド8) それから、楽山荘から谷を挟んで対岸にあります、和楽園という庭園は、大正4年築庭になります。(スライド9) 木が生い茂っており分かりにくいのですが、六角堂や展望所があったように、先祖の碑などもかつてはございました。それから、旧畑迫病院という病院の外構造園が評価されたことによる名勝指定地は、病院そのものは明治25年に開院したのですが、現在残っている建物は、大正6年に建てられた新館の病棟です。(スライド10) この建物の保存修理工事を一昨年まで行いまして、現在は「医食の学び舎」として活用させていただいております。

私、埋蔵文化財を元々担当しておりますので、発掘庭園を少しご紹介さし上げます。堀庭園の一面にありますところ、県道の拡幅調査をした際に発掘した庭園でして、第15代堀藤十郎の妹堀千代子が住んでいたといわれる家の庭園といわれています。(スライド11) ここでは、地元産ではなく京都産の燻瓦が使われております。(スライド12) 見ていただいてわかるように津和野のまちは基本的に江戸時代の終わり以降、赤瓦のまちなります。



スライド 13

明日見学される際には、楽山荘付近の屋根瓦が燻瓦というところをご注目いただきたいと



スライド 12

といたことを
してきます。

あえて変わつたものを使う



スライド 11

あえてお金を

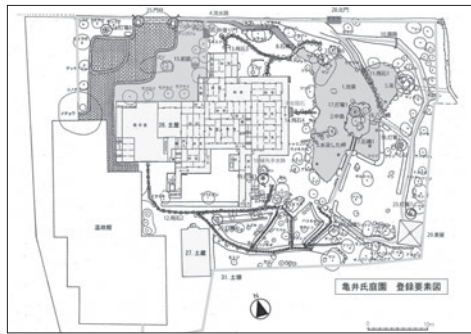
の非常に珍

明治時代に使

ですからこう



スライド 15



スライド 14

思います。
こちらは城下町で文化財的な庭園がどの程度あったかを示した地図になります。(スライド13) ここが皆様がいらっしゃいます太鼓谷稲成神社のあたりや、津和野駅のあたりになります。商家庭園群がありますがこ



スライド 17



スライド 16

のあたり、亀井氏庭園がこのあたりにあります。そして、借景として主に利用されますのが、青野山という山、西側にあります津和野の城山になります。
亀井氏庭園の様子がこちらになります。(スライド14と19) この亀井氏庭園は約3,



スライド 19



スライド 18

000㎡で、平成20年に国の登録文化財に登録されました。明治33年の建物に伴う庭園で、かつて導火線工場で財を成した吉田三輔の築造でした。それを旧藩主であります亀井家が津和野に帰省した時に購入して、亀井氏庭園という名前で現在は呼ばれています。この庭園の特徴は旧藩主がかつての藩地に戻ってきて、そこで地元の人と交流するのに使われた庭園というのが特徴的であります。

城下町の商家庭園の説明に移ります。現在4か所の商家庭園が所有者さんのご協力のもとに登録となっています。(スライド20)岡崎氏庭園、椿氏庭園、財間氏庭園、田中氏庭園です。



スライド 20

岡崎氏庭園は建物の南側の細長い敷地をうまく利用して池を配しております。(スライド21) 現在は空池ですがかつては水が張っていたこともあったといえます。現在は呉服屋さんを経営していらっしやいます。(スラ



スライド 21



スライド 22

イド22) 細長い敷地を巧みに利用して、奥側を大きく手前に小さくと立体感を見せるといふ構成になっています、かつこのような細長い池は町内にも例を見ない特徴的なものとなっています。(スライド23〜24) ご自宅の

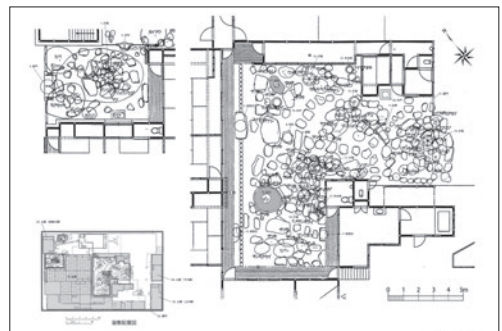


スライド 23



スライド 24

方で伝えられているお話では、山口市の阿東町にあります長門峡という長い溪谷を模したと言われています。次に、財間氏庭園ですが、こちらは主屋の前庭と主庭園があります。(スライド25〜26)



スライド 25



スライド 26

前庭は簡素な形となっており、(スライド27〜28) 主庭園については、主屋から様子を眺めますと後ろに青野山という山を借景として利用しています。(スライド29) 基本的には平庭で池がないのですが、こちらに水盤を設けて池の代わりにしているというのが特徴的

であります。(スライド30) 次に、田中氏庭園は、殿町というメインストリートに接しており、御座敷があり、鶴形の池を中心とした回遊式の庭園となっています。(スライド31〜32) 前庭、主庭という2つの庭で構成されています。表門をくぐりま

前庭



スライド 28

本門



スライド 27



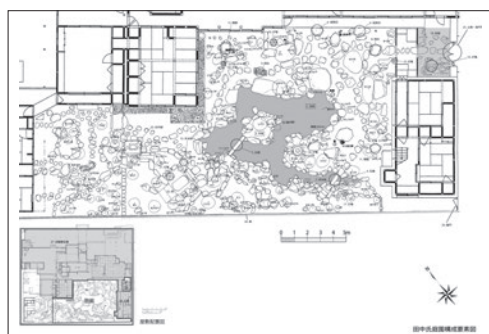
スライド 30



スライド 29



スライド 32



スライド 31

前庭



スライド 34

表門



スライド 33

すと小さな前庭がありまして、奥に主庭がございます。(スライド33〜34) ここから城山が見える位置になります。(スライド35) 向きを変えて回遊していくと、池を挟んで後ろに青野山、津和野では借景としてよく用いられるような山があります。(スライド36) この庭園で特徴的なのは町中に張り巡らされた水路からの水を引き込んで、池で使った後に



スライド 35

循環させて
また水路に
戻していく
という水の
使い方をし
ています。
(スライド
37) 明日、
田中氏庭園
さんでお食
事をいただ

く予定としておりますのでぜひご覧いただけ
ればと思います。かつては津和野でも、こう
いった水路を家に取り込んで池に回すところ
がいくつもあつたようなのですが、現在では
数が少なくなつてきておりますので、非常に
貴重なものとなっております。

最後に椿氏庭園です。(スライド 38〜39)
主庭園が非常に簡素な平庭で江戸時代に火事
で焼けてしまった後に建てられた主屋に伴う
庭といわれています。(スライド 40〜41) 庭
園の主要な要素は一通りそろっています。

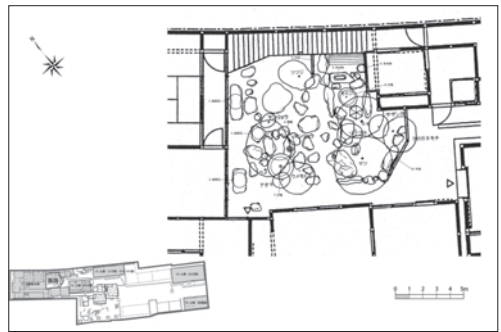
永明寺庭園の話に入ります。(スライド 42
〜43) 前庭と中庭、主庭、茶席の庭という 4
つの主な庭園があります。前庭は昭和以降で
だいぶ新しく手は入っているのですが、元々



スライド 36



スライド 37



スライド 38



スライド 39



スライド 40



スライド 41

は江戸時代の庭となっております。(スライド
44) 江戸時代の終わりに建物書院が建てられ
たので、主庭も基本的にはその時代に作られ
たと思われませんが、その後、手が入っていま
して、先ほどもご説明した堀家によって庭園

が整備されたといわれています。(スライド
45〜46) 茶席の東側の小さな庭は江戸時代の
終わりの絵図と非常に似ているので、江戸時
代の庭園をそのまま引き継いでいると思われ
ます。(スライド 47)

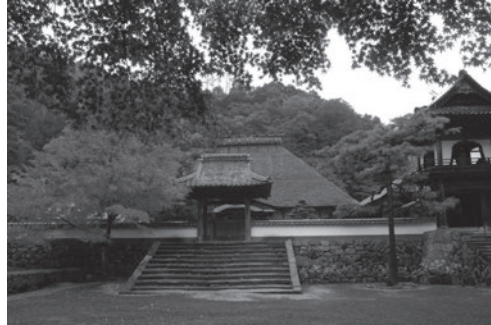
次は指定庭

園ではないの
ですが、城下
町の藩邸の庭
園をご紹介します。
津和野
城のふもとに
藩邸がござい
まして、そこ
に嘉楽園とい
う庭園がござ
います。築山
池庭が描かれ
ていますが、
現在築山がお
そらく同じも
のが残ってい
ると思われて
います。(ス
ライド48、
49) ちようど

太鼓谷稲成神社のふもとにあります津和野高
校の敷地あたりにあります。左側の町営住宅
のあたりに池があったとされていまして、数
年前に一部分発掘調査いたしましたら、約
1.5m下から粘土質の土が見つかりました



スライド 42



スライド 43

前庭



スライド 44

中庭



スライド 45

主庭



スライド 46

茶席の東側の庭

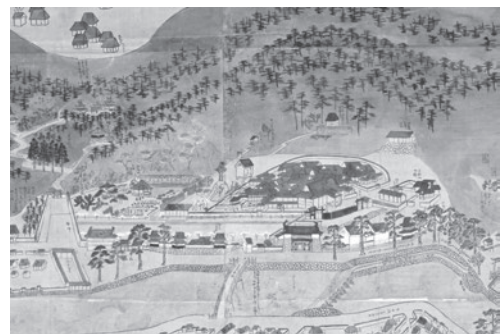


スライド 47

嘉楽園



スライド 49



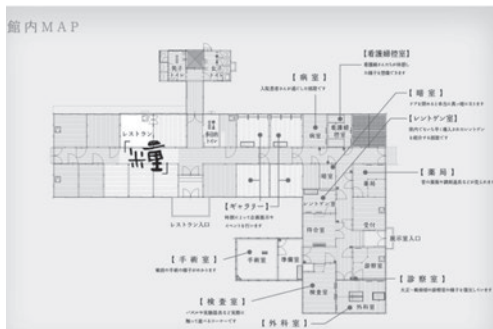
スライド 48

ので、絵図のとおり池があったのは間違いな
いと思います。

ここから庭園を活かした取組について説
明させていただきます。旧畑迫病院について
先ほどもお話ししましたが、これをどのよう

に活用していくかを町でもいろいろと考えて
取組を進めています。(スライド50) 現在の

建物内は、町民の方を中心とした活用委員会
で議論していただき、ゾーニングをして、最
終的には行政の方で具体化して設置したもの



スライド 51



スライド 50



スライド 53



スライド 52



スライド 55



スライド 54



スライド 56

でございます。(スライド51) 病院ですので、病院の遺構を示すための資料展示室のゾーン、真ん中のところには多目的に使えるギャラリーもしくは工房のゾーン、左端のところを農家レストランのような食にかかわるゾー

ンという3つのゾーニングをいたしました。これをもとに現在活用を進めています。(スライド52) この建物を利用する組織、特に農家レストランにつきましては、地元の皆さんで構成される「旧堀氏庭園を守り活かす会」

が非常に盛ん
 だったという
 ことで、それ
 をこういった
 非常にロケー
 ションのいい
 堀氏庭園で楽
 しんでみよう
 という取組で
 す。それから
 ちよっとした

という団体が関わっておられます。平成27年に発足して以来、掃除・環境整備をしたり、ガイド業務を行ったり、イベントを行ったり、さまざまな形で、文化財を地域の宝として活かしていこうという取組をされています。(スライド53) その一端をご紹介します。これはおそろいのユニフォームを着てイベントの打ち合わせをされている様子です。(スライド54) この旧堀氏庭園を守り活かす会を中心として、元々は主屋にあったが傷んで使えなくなっていた、かまどを使ったイベントを催されています。(スライド55) それから、つい最近行ったもので、新緑と新茶を活かした取組で、煎茶を楽山荘でいただいている様子です。(スライド56) 津和野ではかつて煎茶

コンサートを主屋で開催されています。(スライド57) それから、旧堀氏庭園を守り活かす会だけではなく、畑迫公民館や畑迫保育園を中心として子供を巻き込んだ取組として、初めての茶の湯ということで作法の体験をす



スライド 58



スライド 57



スライド 60



スライド 59

るとい、なかなか最近では畳の間での生活というの、少なくとも増えてきた中で、非常に文化的な空間である文化財の中で茶の体験を行ってみたいという取組も行われています。(スライド58) さらに、観光協会が主体となった



スライド 62



スライド 61

で、2016年、2017年と年1度公開していただいております。(スライド60) こちらは各庭園の公開の様子です。(スライド61) (64) 次は永明寺庭園さんの取組です。こちらは



スライド 64



スライド 63

ライトアップイベントもあります。(スライド59) 次に商家庭園の取組になります。「和魂」という名前で、津和野の和を楽しむ、小京都の秋を楽しむというキャッチフレーズの元に、普段は個人所有で見ることのできない商家庭園の庭を特別に公開していただくということ

お寺さんでありますので、なかなか活用はされにくいというところがあるのですが、近年何度かコンサートやイベントを行っていただけます。昨年は、日本遺産に伴うイベントで、日本舞踏や琴を中心としたイベントを催されておりました。(スライド65)

駆け足で説明させていただきましたが、津和野の町そのものを改めて今回お話しするのを考えてみますと、小京都というよりも、町そのものが庭であると感じます。城山から眺めますと、本当に箱庭とよく言われるのですが、山に囲まれたこじんまりとした空間が見えるわけです。実際町に立ってみると、必ずどこを見渡しても借景となる山があつて、土地の特性が非常に城下町津和野にはあるとい



スライド 65



スライド 66

うことが感じられるわけであります。(スライド66) 私たち文化財担当者は指定や登録された文化財の整備活用といった形で庭園には関わっていくわけですけれども、そういった取組が町全体で広がって町全体が心地よい、お庭に來たと感じられるようになっていくと、所有者の方、町民の方、そして観光に來られた方が気持ちよく過ごしていただける、それが永続的な観光につながっていくのかなと感じたところでございます。以上をもちまして私のご説明とさせていただきます。ありがとうございます。



宮田教育次長補佐の講演

津和野のまちづくりと庭園

津和野町教育委員会 宮田健一

1. 津和野町内の文化財庭園

国指定名勝 : 旧堀氏庭園

国登録記念物 (名勝地関係) : 亀井氏庭園、岡崎氏庭園、財間氏庭園、田中氏庭園、椿氏庭園

未 指 定 : 永明寺庭園 (国史跡津和野藩主亀井家墓所の一部) など

埋蔵文化財 : 津和野藩御殿跡の嘉楽園 (国史跡津和野城跡の一部) など

2. 津和野町内における庭園を活かす取り組み

(1) 旧堀氏庭園

- ◆四季のイベント (旧堀氏庭園を守り活かす会)
- ◆茶道体験など (畑迫公民館・畑迫保育園)
- ◆ライトアップ (津和野町観光協会)
- ◆コンサート等開催 (各実行委員会ほか)
- ◆その他 (津和野町教育委員会の集落支援員配置)

(2) 商家庭園

- ◆特別公開 (津和野町観光協会)
毎年 11 月頃に開催する「和魂」イベントにて、商家庭園を特別公開
- ◆煎茶体験 (椿氏庭園)

(3) 永明寺庭園

- ◆コンサート等開催 (各実行委員会ほか)



かまど利用 (旧堀氏庭園)



新緑と新茶イベント (旧堀氏庭園)



コンサート（旧堀氏庭園）



茶道体験（旧堀氏庭園）



ライトアップ（旧堀氏庭園）



特別公開（岡崎氏庭園）



特別公開（財間氏庭園）



特別公開（田中氏庭園）



特別公開（椿氏庭園）



日本舞踏など（永明寺）

閉会挨拶

文化財指定庭園保護協議会

副会長（毛越寺庭園）

藤里 明久

皆様、本日は総会から公開講演会と長時間にわたりました大変ご苦勞様でございました。ありがとうございます。

ご講演いただきました文化庁の平澤さん、津和野町教育委員会の宮田さん、どうもありがとうございます。心から感謝申し上げます。

総会の中で、文化庁に対する要望書を皆様で決議をしていただきました。この要望書につきましては、今後、内容は少し変わるかもしれませんが、継続して、文化庁のもとにお届けすることになると思います。

庭園が持っている特殊な文化財としての特性を行政の方々にも理解いただくことがとても大事なことだと考えております。

要望の中に「手入れ」という言葉が出てまいりました。改めて申すまでもなく、庭園を維持管理する、或いは庭園の文化財としての価値を向上させる、この大事なことが手入れだと思っております。大きな修理とかは補助対象となると思うのですが、我々庭園

を維持管理している所有者としては、日々これを手入れとしてやっていかなければならない。ですが、手を抜くと庭園というのは生き物でありますから、枯れてしまったり、また元に戻すには大変な時間と労力が必要になります。そのためには日々の手入れというのがとても大切になると思います。私達はずっと走り続けているようなものですから、途中で休むということはできません。しかしながら、人的にも金銭的にも息切れを起こして、それが出来なくなる時期が来たりします。その時に行政の立場で広い援助と言いますか、調整をいただければ大変ありがたいと思います。

文化財行政もさきほどのご講演の中でずいぶんこれから変わっていくような雰囲気を感じました。私まだ全て理解しておりませんが、いずれ変わっていく中で、我々本協議会のいろいろな要望がそれらの行政とうまくマッチして、いい感じにうまく作用していければいいなと考えているところでございます。今日は皆様とそういう認識を共有する時間であったと考えます。よろしく今後ともお願い申し上げます。

最後になりますが、本協議会総会を受け入れていただきました津和野町当局の皆様、また、津和野町の皆様、そしていつものことで

すが事務局を引き受けていただいております東京都公園緑地部の皆様方、本当にありがとうございます。改めて感謝を申し上げます。明年は名古屋城二之丸庭園を主催庭園として、名古屋に皆さんにお集まりいただきたいと思います。そちらも楽しみにして、また皆様とお会いできるのを楽しみにしております。

明日も現地視察がございますので、よろしくお付き合いください。よう、よろしく願いたします。本日は、どうもありがとうございます。ございました。



藤里副会長 閉会の挨拶

第 56 回文化財指定庭園保護協議会総会 開催風景

● 総会（平成 30 年 6 月 28 日）



会場：島根県鹿足郡津和野町 太鼓谷稲成神社



開会挨拶
東京都建設局公画計画担当部長（事務局）
細川 卓巳



主催者挨拶
文化財指定庭園保護協議会
会長 亀山 章



開催地挨拶
津和野町長 下森 博之



開催地挨拶
島根県教育庁参事
丹羽野 裕



来賓挨拶
文化庁文化財部記念物課
主任文化財調査官 平澤 毅



次回開催地挨拶
名古屋市名古屋城総合事務所
保存整備係長 内田 祐太郎



閉会挨拶
文化財指定庭園保護協議会
副会長 藤里 明久

● 公開講演会（平成 30 年 6 月 28 日）



文化財保護制度の見直しと庭園の保護
文化庁文化財部記念物課
主任文化財調査官 平澤 毅



津和野のまちづくりと庭園
津和野町教育委員会
教育次長補佐 宮田 健一

第56回文化財指定庭園保護協議会総会 開催風景

● 懇親会（平成30年6月28日）



挨拶
文化財指定庭園保護協議会会長
亀山 章



乾杯挨拶
津和野町長 下森 博之



中締め挨拶
名古屋市名古屋城総合事務所
保存整備係長 内田 祐太郎



石見神楽（長福千原神社中）



● 現地見学会（平成30年6月29日）

(1) 「旧堀氏庭園」国指定名勝



(2) 「永明寺庭園」（国指定史跡津和野藩主亀井家墓所の一部）



(3) 「亀井氏庭園」国登録記念物（名勝地関係）



文化庁への要望書提出

第56回総会において承認されました文化庁への「要望書」(64頁～65頁)について、平成30年8月24日(金)に協議会亀山会長が文化庁宮田亮平長官と面会し、要望書を手渡しました。面会は文化庁の平澤毅主任文化財調査官のお立会いのもとで、協議会事務局を代表して東京都建設局細川公園計画担当部長と共に行いました。

亀山会長から、庭園は建造物等と異なり、毎日「手入れ」が必要な生き物であり、「手入れ」された庭園をお客様に見ていただくことでもてなしの気持ちを伝えることができると、「手入れ」の重要性等を説明いたしました。

約1時間にわたる面会のなかで宮田長官からは、手入れの重要性についてご理解を示されたとともに、外国人観光客の増大するなかで、日本全国から日本文化の素晴らしさを世界に発信していきたいとの言葉を頂戴しました。



写真は、左から細川部長、亀山会長、宮田長官、平澤主任文化財調査官

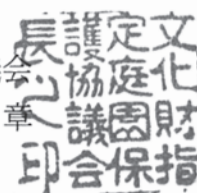
平成 30 年 6 月 28 日

文化庁長官

宮田 亮平 様

文化財指定庭園保護協議会

会長 亀山 章



要 望 書

平素より文化財保護行政にご尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

私共、文化財指定庭園保護協議会は、国指定名勝の庭園と国登録記念物の庭園の所有・管理者を会員とする団体です。庭園の保存管理についての実態調査などを通じて会員相互の交流と研鑽につとめ、毎年、都道府県のご協力をいただき、各地の名勝庭園において総会を開催し、庭園の保存管理の実態を現地視察して意見交換をしております。

私共が所有・管理する文化財庭園は、つぎの3つの価値をもっています。

- 一、庭園の来訪者には、美しさを観賞し感動できる文化財であり、史実にもとづいて歴史を体験できる文化財です。
- 一、庭園の所有・管理者は、庭の手入れを通じて来客をもてなすことができる生きた文化財です。
- 一、地域の自然と文化を結びつけ、地域の景観を特徴づける庭園は、地域のアイデンティティを共有する場となる文化財です。

文化庁は、昨年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」の第一次答申をまとめ、それにもとづいて本年6月に文化財保護法の改正を行いました。その趣旨は、文化財をまちづくりに活かすことであり、地域において文化財保存活用地域計画を作成することです。文化財庭園はその中核をなすものとして重要であると考えられます。

私共は、文化財庭園を子孫に継承するために、これまでも自助努力を重ねてまいりましたが、文化庁におかれましては、上に述べた生きた文化財としての庭園の価値とその特殊性を考慮して、以下の3点につき格段のご支援を賜りますよう、切に要望いたします。

- 一、文化財庭園の存立に欠かせない「手入れ」の財政上・技術上の支援の充実
- 一、文化財庭園の保存修理費補助金の拡充
- 一、文化財庭園に係る相続税・固定資産税等の税制優遇措置の確保

「手入れ」の用語につきまして

日本庭園は、土を使い、石を立て、水を使い、植物を植え、日々の空気も使って風景を作ります。それぞれは変化する速度が違いながら、庭園は一つの生命をなして、生きもののように存在しています。一日の昼夜があり、雨の日も晴れの日も雪の日もあり、春夏秋冬の季節の変化があり、長い年月の間には木は育つし石は苔むしてゆきます。生きている庭園はさまざまに変化します。その変化に付き合っ庭の日々の「手入れ」がなされます。毎日、何かの「手入れ」が必要なのが庭園であり、そこが建造物などと異なる生きている文化財の庭園の特徴です。

庭園は生きていることによる常なる変化受け入れて、「手入れ」によって一つのまとまりを作り上げています。生きている庭園の生命を支え育む行為として「手入れ」は庭園に欠かせないものです。

庭園は客人が訪れることによって成り立つ文化財です。客人をもてなす空間である庭園は、「手入れ」によってもてなしの気持ちが伝えられます。

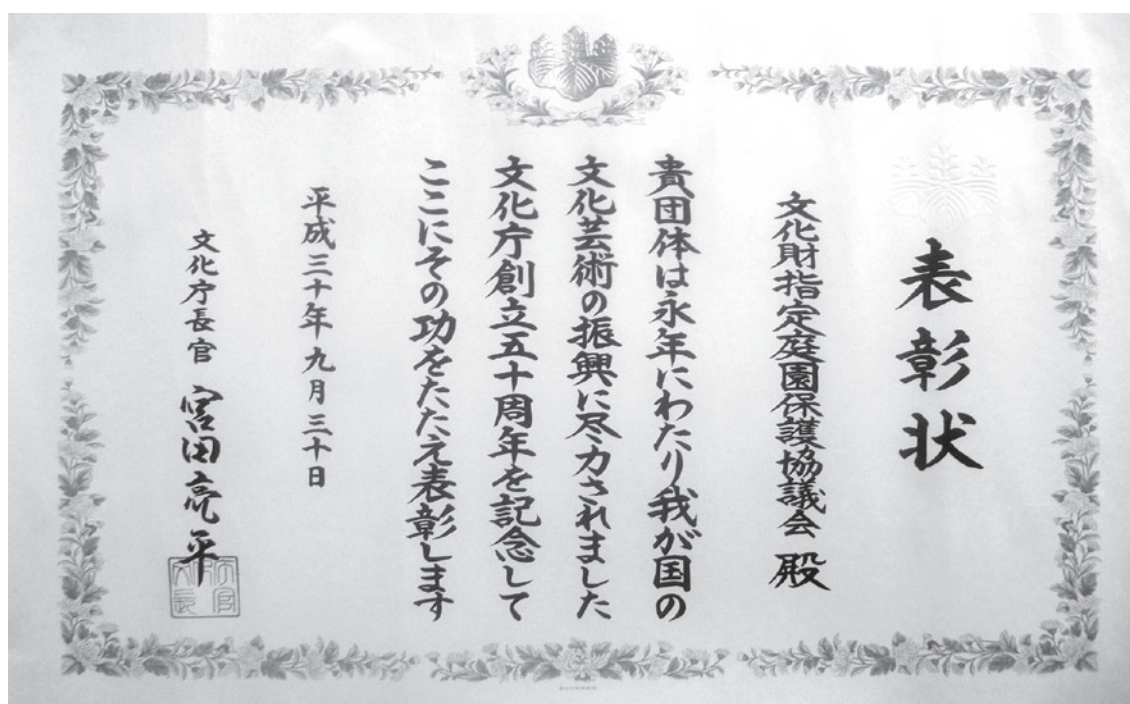
庭園が生きている文化遺産であることは、歴史的庭園の保存についてのフィレンツェ憲章（1982）にも述べられています。

文化庁におかれましては、このような生きた文化財としての庭園の「手入れ」の重要なことをご理解いただけますようお願いいたします。

「文化庁創立50周年記念表彰」の受章について

文化庁創立50周年を記念して、文化芸術の振興に関して多大な功績のあった者を表彰する記念式典において、当協議会が「永年にわたり、全国の文化財庭園の保護に尽力し、我が国の文化財保護に多大な貢献をしている」として、表彰いただきました。

(9月30日に予定されていた表彰式は、台風24号の影響により、残念ながら中止となりました)



運営委員会の設置と活動報告について

文化財指定庭園保護協議会運営委員会は、平成26年6月5日に開催された第52回文化財指定庭園保護協議会総会において、亀山章会長から以下のとおり、その設置について発議され、採択されました。

その後、7月25日に第1回運営委員会を、10月15日に第2回運営委員会を開催し、平成27年1月16日にニュースレター第1号を発行しました。平成30年度は、平成30年4月15日に運営委員会を開催しました。

運営委員会の設置について

文化財指定庭園保護協議会の活動の取組を進めるためには、本会の目的にもあるように、会員相互間の密接な連絡を保ち、文化財庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることが極めて重要な基礎となります。そのため、この会に、運営委員会を設置し、今後の活動について具体的に検討したいと考えました。

運営委員会における検討は、機動的に動ける体制を作り、文化財庭園に対する発展的な姿を模索し、会員であることの意義がわかるようにすることであり、会員が置かれているさまざまな実情を踏まえて取り組む必要があります。

運営委員会規則

第1条（目的） この規則は、文化財指定庭園保護協議会（以下、協議会という）の会則第2条の目的および第3条の事業を円滑に進めるため、理事会のもとに運営委員会を設置することに関し、必要な事項を定める。

第2条（委員） 運営委員会委員（以下、委員という）は、第1条の目的を達成するために会長が委嘱する。

第3条（会議） 運営委員会の会議は、必要に応じて、会長が召集する。

2. 会議は、委員の半数以上の出席を原則とする。

3. 会長は、必要と認めるときに、委員以外の専門家を参考人として、会議への出席を招請することができる。

4. 会議の結果、議決された重要な事項については、理事会の議を得て実行する。

第4条（任務） 運営委員会は、第1条の目的に合わせて、会務運営のための情報収集、調査研究、企画の検討・立案・実施の実働体制の構築などについて検討し、その一部を実践することを任務とする。

第5条（議事録） 会議の議事については、その経過および結果の概要を記録した議事録を作成する。

第6条（委員会の事務） 委員会の事務は、協議会の事務局に置く。

第7条（改廃） この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

第8条（施行） この規則は、2014年（平成26）年6月5日から施行する。（平成26年6月5日理事会議決）

運営委員会委員

理事会：亀山 章（会長）、藤里明久（副会長、毛越寺）

民間所有者・管理者：諸戸公子（諸戸財団）、藤井 清（養翠園）

公共の管理者：（公財）東京都公園協会文化財庭園課

学識者および技術支援者：吉村龍二（文化財庭園保存技術者協議会）

事務局：東京都建設局公園緑地部管理課

平成30年度会務報告

1 第56回通常総会の開催

開催日 平成30年6月28日(木)、29日(金)
 主催庭園 旧堀氏庭園
 総会会場 太鼓谷稲成神社儀式殿(島根県鹿足郡津和野町)
 総会構成 出席67会員(他に委任状提出54会員) 出席者総数115名(来賓・事務局含む)

6月28日(木)

理事会 11時00分から12時15分
 通常総会 14時30分から16時15分

開催挨拶	東京都建設局公園計画担当部長	細川 卓巳
主催者挨拶	文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
開催地挨拶	島根県鹿足郡津和野町長 島根県教育庁参事	下森 博之 丹羽野 裕
来賓挨拶	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	平澤 毅
出席会員紹介		
議 事	議長 文化財指定庭園保護協議会会長	亀山 章
議 題	①平成29年度 会務報告・会計報告・会計監査報告 ⇒ 承認	事務局
	②平成30年度 事業計画案・予算案 ⇒ 承認	事務局
	③第56回文化財指定庭園保護協議会総会要望書案 ⇒ 承認	亀山 章
	④新規加入会員の報告	事務局
次回開催地挨拶	名古屋市名古屋城総合事務所保存整備係長	内田祐太郎
公開講演会	文化財保護制度の見直しと庭園の保護 文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官 津和野のまちづくりと庭園 津和野町教育委員会教育次長補佐	平澤 毅 宮田 健一
閉会挨拶	文化財指定庭園保護協議会副会長 毛越寺庭園	藤里 明久
懇 親 会	18時30分から20時30分	

6月29日(金)

現地視察 「旧堀氏庭園」「亀井氏庭園」「永明寺庭園」

2 会報の発行(第54号)

平成30年6月28日(木)発行、配付

(総会欠席会員には平成30年7月4日送付)

議題 (2)

平成 3 0 年 度 会 計 報 告

(平成 3 0 年 4 月 1 日 から平成 3 1 年 3 月 3 1 日)

[収 入 の 部]

単位 : 円

科 目	予算額 (A)	摘 要	決算額 (B)	摘 要	差額 (B - A)
一般会費	1,020,000	@ 10,000×102	1,110,000	@ 10,000×111	90,000
賛助会費	390,000	@15,000×26	405,000	@15,000×27	15,000
雑収入	300	預金利子	11	預金利子	△ 289
繰越金	836,938		836,938		0
合 計	2,247,238		2,351,949		104,711

[支 出 の 部]

単位 : 円

科 目	予算額 (a)	摘 要	決算額 (b)	摘 要	差額 (a - b)
会報作成費	300,000	第 5 4 号会報印刷費	278,424	第 5 4 号会報印刷費	21,576
資料作成費	10,000	理事会・総会資料作成費	0	総会用資料コピー費	10,000
通信費	100,000	開催案内・会報送付等	100,000	開催案内・会報送付・ 入会案内等	0
総会費	280,000	総会運営助成	280,000	第 5 6 回総会運営助成	0
会議費	40,000	理事会会議費	40,000	第 5 6 回理事会会議費	0
消耗品費	20,000	文房具等購入費	0	総会用名札等購入費	20,000
旅費	400,000	会長及び事務局旅費・次 回開催地との連絡調整等	400,000	事務局旅費・次回開催 地との連絡調整等	0
報償費	40,000	講師謝礼	40,000	講師謝礼	0
視察費	40,000	見学庭園入場料補助	40,000	見学庭園入場料補助	0
活動費	320,000	H P 作成、文化財庭園保 存技術者協議会会費等	320,000	H P 制作費、文化財庭園保存 技術者協議会会費	0
予備費	697,238		102,728	通信費、旅費、活動費 不足分等	594,510
合 計	2,247,238		1,601,152		646,086

2,351,949-1,601,152= 750,797
次年度へ繰越

議題(3)

監 査 報 告

本日、愛知県名古屋市名古屋クレストンホテルにおいて、本協
議会の平成30年度会計報告書に従い、預金口座及び領収書等に
ついて監査したところ、いずれも適切に処理されており、良好な
るものと確認したので、ここに報告します。

令和元年5月30日

文化財指定庭園保護協議会監事

養翠園 藤 井 清 印

仙巖園（附）花倉御仮屋庭園

安川 周作 印

令和元年度事業計画 (案)

1 通常総会 (第57回:今回実施分) の開催

- (1) 開催日 令和元年5月30日(木)・31日(金)
- (2) 会場 名古屋クレストンホテル (愛知県名古屋市中区栄)
- (3) 内容 理事会・総会・講演会及び現地視察
(名古屋城二之丸庭園、徳川園、白鳥庭園)

2 会報の発行 (第55号)

- (1) 発行予定 令和元年5月
- (2) 発行部数 400部

3 活動の指針

- (1) 庭園の普及宣揚と管理の充実
指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図るため、その環境作りのための情報発信や交流の活性化を図る。
- (2) 「景観対策」の取りまとめ
機会あるごとに意見交換を行い、今後庭園が望ましい景観を保つための対応策をまとめて行く。
- (3) 庭園利用の活性化
庭園がより一般に親しまれるために、各園が取り組んでいる活性化策の収集及び情報発信を行う。
- (4) 会員間の交流の活性化を図る
会員間の情報交換など、交流の活性化を図る。
- (5) 会員の拡充を図り、会の活性化を図る。

※参考

会員数 (平成30年度末現在)	合計138会員
①正会員 (文化財指定庭園管理者等)	110会員
②賛助会員 (本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの)	28会員

4 次回通常総会 (第58回) 開催計画

- (1) 開催予定地 青森県弘前市
- (2) 開催予定日 令和2年5月頃

議題(5)

令和元年度予算(案)

[収入の部]

単位：円

科目	予算額	前年予算額	比較増減	摘要
一般会費	1,100,000	1,020,000	80,000	@ 10,000×110会員
賛助会費	420,000	390,000	30,000	@15,000×28会員
雑収入	100	300	△ 200	預金利子
繰越金	750,797	836,938	△ 86,141	
合計	2,270,897	2,247,238	23,659	

[支出の部]

単位：円

科目	予算額	前年予算額	比較増減	摘要
会報作成費	300,000	300,000	0	第55号会報印刷費
資料作成費	10,000	10,000	0	理事会・総会資料作成費
通信費	120,000	100,000	20,000	開催案内・会報送付等
総会費	280,000	280,000	0	総会運営助成
会議費	40,000	40,000	0	理事会会議費
消耗品費	20,000	20,000	0	文房具等購入費
旅費	350,000	400,000	△ 50,000	会長及び事務局旅費・次回開催地との連絡調整等
報償費	40,000	40,000	0	講師謝礼
視察費	40,000	40,000	0	見学庭園入場料補助
活動費	760,000	320,000	440,000	HP(英語版)作成等
予備費	310,897	697,238	△ 386,341	
合計	2,270,897	2,247,238	23,659	

(注) 予算執行上必要があるときは、会長は理事会と協議して費目間流用することができる。



会員の皆様から、平成三十一年四月に寄せられた近況報告をご紹介します。

瑞楽園

平成三十一年度瑞楽園開園スケジュール
 開園期間…四月二十日～十一月二十日
 開園時間…九時三十分～十六時三十分
 休園日…開園期間中は休園日なし

旧池田氏庭園

近年、庭園内にあるカエデ類について、枝先が枯れて衰弱してしまう事例が近隣地域を含め広がっています。樹木医の診断によると、カイガラムシ類による虫害との指摘があり、現在は樹幹注入防除を年次計画で行っています。

今後、経過を観察してまいります。同様の事例についての改善・回復事例等があります。

したらご教示をいただきますようお願い申し上げます。

旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園

江戸時代の寛政の頃に本格的に整備された旧秋田藩主佐竹氏のお休所で、東北地方の大名庭園や庭園文化を知るうえで貴重な文化遺産です。

平成十九年に国の名勝に指定され、二十六年から遺構や史料を基に修復整備を行い、二十九年十月から秋田市の新たな名所として一般公開しています。

東北では無二の庭園と評され、秋田の四季折々の景色を楽しむことができます。

玉川寺庭園

雪の害と松の管理には苦勞しています。

本間氏別邸庭園（鶴舞園）

鶴舞園は昨年十二月と、今年一月の降雪により、庭園の二本の赤松に枝折被害がありました。

一本の枝折は主屋（清遠閣）茶室に落下の

危険があり、他の枝折は庭内の四阿に落下の可能性もありましたが、逸れてくれました。両者とも建物に重大な被害なく処理することが出来、胸を撫で下ろしたところです。しかしながら、二本の赤松とも庭園では重要な木で、景観に影響が生じたことは残念です。

温暖化の影響か、降雪が少なくなる一方で、雪質は湿って重くなり、枝折等の被害は年々増加の傾向にあり、環境の変化が確実に庭園に影響を及ぼしており、今後に不安を覚えます。

小石川後楽園

花菖蒲、紅葉、梅の見ごろの時期に多くのお客様に楽しんでいただくため、昨年度に続き、雅楽や里神楽といった伝統芸能の公演を行いました。さらに、今回初めて「能」公演を開催し、園内松原で「羽衣」の舞いをご覧いただき、大名庭園で繰り広げられた幽玄のおもてなしを提供しました。水戸との連携事業は三年目となり、「小石川後楽園検定」、「外周散歩」といった催しで庭園の魅力を広く発信しました。

維持管理では、複数年かけて整備を続けてきた「田園の景」が、藤棚の修復、野筋の松

の整理で完了をみました。また、都内では小石川後楽園にしか見られない「蛇籠」を若手職員を対象とした「技能伝承研修」の中で作成しました。江戸後期の絵図に倣って、大きさ、形を検証したことで、大堰川の景が一層引き立つものとなりました。

六義園

築庭三〇〇年を記念して始まった「しだれ桜・紅葉と大名庭園のライトアップ」は、それぞれ開催十九回を数え、今回から照明デザインをリニューアルし、石組・地割、植栽、添景物、水といった庭園の要素が引き立つよう照明を演出。普段は見ることでできない幽玄で幻想的な庭園を、国内外のお客様にお楽しみいただいています。

また、園内景観の向上を図る取組を継続的に実施し、史資料にある往時の景観を追及してきた「吹上濱」と連続する「時雨岡」の面の張芝保全と千鳥橋へと続く園路の補修を行いました。樹木の衰退により裸地化した法面の張芝保全により、当園の特徴である柔らかな築山形状を保全するとともに、対岸からは吹上濱から連続し景観が向上しました。

旧浜離宮庭園

貴重な遺構である鴨場（将軍が鷹などを使用して水鳥などを捕える場所）の内、庚申堂鴨場について、鷹の御茶屋の復元に合わせ、平成二十八年度から場所を変えながら計画的に小覗とそれに付帯する小土手の改修を行い、補修を終了しました。

また、宮内庁新浜鴨場にご協力を賜り、又手網（離宮時代、水鳥を捕えるために使用した網）の製作過程をご教授いただき、更新を図りました。

昨年は東京一五〇年という節目の年を迎え、東京都や指定管理者である東京都公園協会による記念事業を実施しました。江戸時代のみならず、明治、大正、昭和の変遷をプロジェクトを通じて発信し、来園者とともに東京一五〇年を祝うことができました。

旧芝離宮庭園

江戸時代初期に作られた旧芝離宮恩賜庭園では、平成三十年度は和楽器や二胡による季節ごとの演奏会の開催、周辺企業と連携しての初夏と秋のライトアップを実施し、催しを通して文化財の普及啓発を図りました。維

持管理については、往時の景観に近づけるべく、芝生地の手直し、護岸の補修、園路の二和土舗装、都市公園型ベンチの撤去と縁台の設置、外周部の遮蔽機能を高めるための補植などを実施し、池を囲む広がりある景観の向上に努めました。当園は周辺開発によって、庭園を取り巻く環境が目まぐるしく変化していますが、今後も庭園景観を重視した維持管理を行い、文化財庭園の魅力をより多くのお客様にご理解いただけるような普及啓発活動を実施していきます。

向島百花園

平成三十年度も、初代園主が記した資料をもとにウメの補植を実施。合計七十四本となり、園内に華やかな彩を加えています。また、接ぎ木によるウメの古典品種確保での景観向上を図る取り組みも四年目に入りました。一部の個体は開花も確認し、順調に生育しています。

昨年度は御成座敷の改修工事を行い、これまでの景観を維持しつつも室内のバリアフリー化に向けた改修を行いました。向島百花園ではこれらの取り組みや年間の草花手入れを継続しており、徐々に「新梅屋敷」と呼ば

れていた往時の景観を取り戻しつつあります。

旧古河氏庭園

旧古河氏庭園は、大正期の邸宅庭園であり、ジョサイア・コンドル設計の洋館と洋風庭園、七代目小川治兵衛作庭の日本庭園で知られ、国の名勝に指定されています。

築庭一〇〇年を迎え、北区役所・周辺施設・民間団体と共に一〇〇年記念事業を四月から翌三月までの一年間を通じて実施いたしました。周辺施設が旧古河庭園一〇〇年を記念したパネル展、参加型イベントなどを独自に開催したほか、連携ツアアの実施、連携シートの発行、広報などのご協力をいただきました。旧古河庭園では、春と秋のバラフェスティバル、錦秋染まる旧古河庭園等、すべてのイベントを一〇〇年記念事業に位置づけ、内容を充実させて展開しました。維持管理では、バラ園の生垣更新、枯滝と州浜のぐり返しも含めた修景を行い、兜門の修復、園路の改修、支障木の伐採、植栽の補植等を実施し庭園景観の向上に注力しました。

殿ヶ谷戸庭園（随宜園）

三菱創業者岩崎家ゆかりの殿ヶ谷戸庭園は、主屋前に広大な芝生地の洋風庭園、東側には湧水からなる池を中心とした和風庭園が広がっています。今年度、国分寺崖線の眺望を阻害している株物を花木園等に移植し、景観にそぐわない老朽化したベンチの撤去や芝生地の復旧を行い、奥行きのある明るい芝生地の景観維持に取り組みました。また、園内の案内看板を更新し、正門から売札所までのアプローチ部分のモッコクの剪定を行いました。崖線のラインを明確にすることで起伏ある庭園景観を鑑賞しやすくするなど、武蔵野ならではの別荘景観の向上を図りました。池周辺の下草刈りや落葉清掃等を継続的に実施することで、池周辺の景観と水質の維持に努めています。

瑞泉寺庭園

山頂の徧界一覽亭に至る園路整備（樹木の整姿）が進行しています。

円覚寺庭園

鎌倉円覚寺名勝白鷺池庭園

皆様の御支援御教示のもと卑山庭園整備事業は来年度最終の段階を迎えます。整備が進むにつれ観光の方々の数も増えありがたいと実感しております。私共も努力を続けてまいります。今後もお力添えを賜りたく宜しきお引き回しをお願い申し上げます。

三溪園

戦後の復旧工事（昭和二十八〜三十三年）から六十年を経過し、重要文化財建造物の大規模な修繕の時期を迎えています。平成二十七年には、茶室春草廬の保存修理を終え、平成三十年十二月からは、重要文化財建造物の代表格である臨春閣の保存修理工事に着手しました。工期は二年余りで、令和二年五月の完成を目指しています。庭園については、平成二十一年度に発足した名勝三溪園整備委員会の指導・助言を受けながら整備を進めています。明治三十九年の開園から一〇〇年余を経て創設者・原三溪が造り上げたこの景観とは変わってしまったところがあるため、綿密な調査を踏まえて可能な限り当初の姿に復元することを整備の基本にしています。平成三十年度は、建造物の保存環境や景観を整えるため、旧矢筈原家住宅西側および白雲

邸北側山林部の樹木整備を行い、大池では浚渫工事を行いました。

一昨年度(平成二十九年七月に)、入園料を改定した影響などもあり、入園者数は昨年度を大きく下回る四十万人にとどまりましたが、外国人の入園者数は、増え続け、過去最高となる四・八万人を超えました。

成巽閣庭園

この冬は殆ど雪が無く、昨年とは大違いでした。雪害は無くても良かったのですが、苔類が劣化しています。数年をかけて補植に取り組む予定です。

那谷寺庫裡庭園

今冬は少雪の為、雪害等ありませんでした。

城福寺庭園

平成二十九年十月二十三日の台風で庭園内の杉の幹が折れました。茶室の萱葺屋根も経年劣化に加え損傷もあるため、国等の補助事業として平成三十一年度に葺き替え予定です。

諸戸氏庭園

二〇〇八年度より修理工事を始め、二〇二四年度完了に向け、庭園も整ってきております。しかし庭園を維持するためには日常的な手入れが必要であり、数年分をまとめて行うというものではないと実感しております。修理後のメンテナンスを行う方法をしっかりと作っておくことが、次世代に庭園を託すために今必要であると感じております。

兵主神社庭園

一昨年末のさぎ被害の為、今年度より鷹による放鳥駆除をとり行なっております。兵主蕪の育種事業とほたるの放流事業も継続中です。

玄宮楽々園

平成三十年度は、玄宮園池護岸の北岸(第四工区)の保存整備工事を実施しました。昭和の修理で乱杭護岸となっていました。昭掘調査成果に基づき石組護岸として整備しましたので遺構の保護はもとより景観も向上することが出来たと考えています。また、年中行事としては、平成二十四年度に復元整備

しました水田部分において一般参加による田植えをし、出来たもち米で鏡餅をつくり楽々園の書院上段の間と、天守に飾りました。

妙心寺庭園

平成三十年九月四日台風二二号による倒木(赤黒松)が八本、被害総額四五二、四六六円となりました。

玉鳳院庭園

平成三十年九月四日、台風二二号により史跡名勝玉鳳院庭園西土塀が傾斜しました。又、同通用門の銅板屋根が一部崩壊しました。双方、修復済みです。(被害総額 二二、二六八、〇〇〇円)

旧大乘院庭園

旧大乘院庭園は、室町時代に徳政一揆で焼亡した大乘院を門跡尋尊が復興したときに、將軍足利義政の同朋といわれる善阿弥を呼んで改造させたものです。一九七三年に文化庁から公益財団法人日本ナショナルトラスト(JNT)が管理団体に指定され、荒廃して

いた庭園の発掘調査や修復整備を積み重ね平成遷都一三〇〇年にあたる二〇一〇年から一般公開を開始しました。

二〇一六年度から二か年計画国庫補助事業を実施し、これまで立ち入りを制限していた指定地北東の高台や中島等から安全に鑑賞してもらおうための園路整備、樹木の修復剪定・移植、土砂流出により汀が後退した東大池西側護岸の復旧、水質維持のためのポンプ設備の更新、大乘院に縁のある興福寺貫首の揮毫を受け名勝標識を新たに設置いたしました。また、老朽化がすすんだ中島反橋を二十五年前ぶりに架け替えも行いました。今回の整備により庭園全体を回遊しながら快適に觀賞できるように、庭園の価値と魅力が一層高まることになりました。奈良にお越しの際はぜひお立ち寄りください。

田淵氏庭園

毎年十一月の第三土日に限り、庭園を公開しております。昨年は二日間で一八〇名の方に見学していただきました。今年も同じ予定にしております。

安養院庭園

昨年台風二一号により樹木倒れ、建物草葺平屋の棟倒破損しました。

観音院庭園

平成三十年七月七日の豪雨によると推定される亀裂が、築山中央部下半の低木生え際において生じています。き損届を提出し、災害復旧事業として調査・測量・設計を行い、二〇二〇年度に災害復旧工事を予定しています。

財間氏庭園

昨年の猛暑の影響でスギゴケに少々被害が出ていますが、大過なく維持しています。

岡山後楽園

当園では、現在、老朽化した水道や電気設備、トイレの改修等を計画的に行っており、お客様の利便性の向上に努めています。

また、昨年七月から外国語対応スタッフを配置し、行事の広報や案内の充実を図るとともに、本年二月には、後楽園築庭の歴史を説

明した日本語と英語による案内看板を園内の入口付近に設置し、お客様から好評を得ています。今年度は、公式ホームページを一新し、岡山後楽園の一層の魅力発信に取り組みでまいります。

藤江氏魚楽園

昨年の七月の西日本豪雨により大きな被害を受けましたが、文化庁、県、町のご支援により工事が今年から始められました。おかげさまで、六月には、再開できるようになりそうです。厚くお礼申し上げます。

妙国寺庭園

経年劣化により荒廃しており、現在、日向市教育委員会により、調査、修復されています。

仙巖園(附) 花倉御飯屋庭園

二〇一八年は明治維新一五〇周年とNHK大河ドラマ「西郷どん」の効果で、入園者数が前年の五割増となりました。加えて、園内の商業施設を全面リニューアルした効果も

現われ、世界最大の旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」では、桜島を抜いて鹿児島市の観光スポット第一位になることができました。

また庭園の維持管理に携わる技術職社員が庭園の本質的価値を理解するための、外部専門家を招いた勉強会や技術講習も継続して行っており、庭園空間のレベルアップに努めています。

識名園

平成三十一年三月に識名園の御殿において、国の重要無形文化財「芭蕉布」保持者である平良敏子さんの白寿記念作品展が開催され、多くの方にお越しいただきました。

会期中はお日柄にも恵まれ、陽気のなか繊細な織物が風になびく様子は、美術館の展示とはまた違う雰囲気がありました。

江馬氏館跡庭園

今度新規に入会させて頂きました。よろしくお願い致します。当庭園は発掘調査の成果によって中世の建物や庭園を復元した発掘庭園です。「室町時代の庭園風景や当時の武士

の暮らしを体験できる」ということを方針に保存活用を進めてまいりたいと考えております。例年四月～十一月に開館しておりますので、是非ご来訪ください。

植彌加藤造園株

名勝無鄰菴では、「庭につどい、庭をはぐくむ」をテーマに文化財の保存と活用のバランスをとった運営を進めております。具体的には、メンバーズ制度、フェローズ（ボランティア）制度を充実させ、無鄰菴の固有の価値に深い関心を抱く利用者、一般市民の方々への情報提供を通じて、リピーターの増加を行っております。現在メンバーズは、約一五〇〇名、フェローズは二〇名の登録があり、制度開始から約二年で、入場者数は、平成二十七年と比較すると、約一・五倍に増えたりピーターは五%以上増えました。平成三十一年度は、月に一回二十八日（ニワの日）をもうけ、三十五才以下の入場を無料とし、若年層の文化財庭園への関心を高める取組を新たに行ってまいります。今後も実施した施策とその効果をきちんと検証し、より意味のある公開を安全に行ってまいります所存です。

大通寺庭園

高梁川百景の一つとして庭園が採用され、平成三十一年四月六日に山陽新聞へ記事が掲載されました。

「掲載内容」

- ① 庭園の内容
- ② 専門家の斉藤忠一先生の言葉
- ③ 「禅の心」にふれる等庭園解説を語りました

文庭協紀行・津和野編

賛助会員

高橋 裕一

今回も第56回文庭協総会に参加した。会場の島根県津和野町には羽田から飛行機で萩・石見空港経由、送迎バスで会場の太鼓谷稲成神社へ直行した。津和野の街を見下ろす下り坂のカーブが津和野町の入口だった。街に入り、見上げる対岸の山のはるか上の方に神社があった。バスで急坂を上り、到着すると美しい朱塗りの社が現れた。見晴らしは絶景で、高津川の雄大な流れと、山々に囲まれた落ち着いたたたずまいの津和野の街が眼下に見下ろせた。向かい側の山が青野山、こちらの山が城山とのこと。太鼓谷稲成神社は安永



2年（1773）第7代津和野藩主亀井矩貞公の創建。



総会は広大な儀式殿を会場とし、出席者が埋め尽くす活況を呈した。細川卓巳東京都建設局公園計画担当部長、亀山章会長の挨拶と会長からは文化庁宛て要望書提出の説明があり、文化庁の平澤毅主任

文化財調査官からは『文化財の保存と活用』の推進』に関して平成30年6月1日可決・成立し、31年4月1日施行となる旨のお話があった。下森博之津和野町長からは津和野の見どころや取り組みなどのご案内をいただいた。総会終了後、懇親会までの合間には同神社の宝物館を見学させていただいた。懇親会では地元の名物や地酒が振る舞われ大いに堪能した。また、懇親会には島根県を代表する民俗芸能「石見神楽」の主演目「八岐大蛇」が上演され、スサノミコトが酒に酔わせて大蛇を退治する、迫力ある演舞に、特に若手参加者などは目と耳を奪われていた。

我々が宿泊した「よしのや」は部屋も廊下



もすべて畳敷きで館内のそこここには和の飾り付けがなされ旅心をかきたててくれた。館内ではEXILEの面々が島根県の主要な観光ポイントを力強く紹介する

ビデオが常時放映され、6月28日の夜は月が煌々と照らす中、宿の周辺を散策した。本町通りを中心とする一帯は重要伝統的建造物群



保存地区に指定されていて、白壁の落ち着いたたたずまいに心が癒された。翌29日の朝は早朝、まだ薄暗いうちに起きてみると、視線の向こうに優しく穏やかな山並みが見え、眼下の家並みは美しい赤茶色の石州瓦の屋根が寄りそっているのが見えた。しかし、天候は生憎、本振りの雨となり雷まで鳴りだし、この日の見学が気がかりとなった。また、前夜はワールドカップポーランド戦で日本が敗れながらも劇的に勝ち進んだ奇跡を朝のTVで知った。

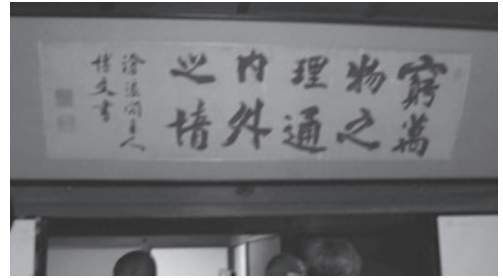
見学のバスは予定通り8時45分に宿を出発。我々は最初に国指定史跡「津和野藩主亀井家墓所附 亀井茲矩墓」の指定地に含まれる「永明寺庭園」を見学した。津和野藩主亀井家の菩提寺であった永明寺には①前庭、



②主庭、③中の庭、④茶席東側の池庭などがあった。主庭は書院の座敷から鑑賞した。正面の中島に架かる木橋が印象的だった。本堂や寺宝館も併せて見学した。境内の墓地には当地出身の森歐外の墓所もあった。また、鐘楼が境内の風景に見事なアクセントを付けていた。

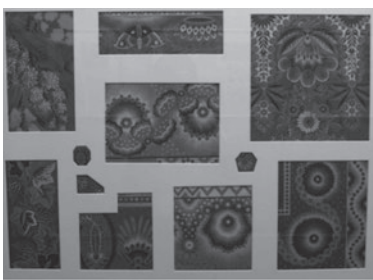
二番目は国指定名勝「旧堀氏庭園」。ここでは、①主屋と主庭、②客殿「楽山荘」と庭園、③和楽園の三つのエリアから成る庭園を見学。堀氏は近世初期から近代にかけての銅山師で9代藤十郎伴義の時に今日伝わる主要

建築群を建造し、15代藤十郎礼造は経営拡張及び労働者等のための病院建設を行うとともに、「楽山」と号し、主屋隣地に数寄屋建築「楽山荘」を設け、その客殿から眺める庭園を設けた。客殿の一階と二階からそれぞれ異なる角度での鑑賞におもてなしの心が窺えた。また、室内に伊藤博文揮毫の扁額と掛軸があり、金融業の果実とのことであった。ここでは、「NPO法人・旧堀氏庭園を守り活かす会



の二人のメンバーによるパワーポイントでの概要説明と、園内を廻りながらの解説があった。

三番目は国登録記念物（名勝地関係）「亀井氏庭園」。実業家吉田三輔が明治33年に建造した邸宅を後に大正9年、旧津和野藩主亀井家が購入し津和野来訪時の居所とした邸宅及び庭園。併せて資料館「亀井温故館」の見



学を行った。

明治9年から29年まで亀井家当主を務めた亀井茲明（1861〜1916）と彼の「ヨーロッパの染織・デザインコレクション」の一例。（亀井温故館蔵）。庭園は池泉回遊式で「鶴形」と言われる園地と中央の「亀島」で構成され周囲の風景ともよく調和した素晴らしい庭園だった。また、瀟洒な東屋のある小高い丘からは遠くに津和野城跡の石垣が望めた。



最後に昼食会場となった殿町通りに面した「沙羅の木」に併設された津和野藩家老屋敷跡「松韻邸庭園」を見学した。庭園には「松韻邸」の名前の由来となった「アカマツ」があったが、15年ほど前、マツクイムシのため枯れて伐採され、その切り株が残されていた。また、池には魚を狙うサギの飛来防止対策と



して、糸張りが施されていた。また、店名の由来となった可憐な「沙羅」の花がひっそりと咲いていた。

飛帰りの飛行機の時間が夕刻のため、バスの発車も16時と3時間以上の余裕があり、殿町通りを散策し、鯉が泳ぐ水路を見つけ、また、町のご厚意により、同行中の田中進氏と「安野光雅美術館」「桑原史成写真美術館」を見学した。前者では、津和野町出身の安野光雅氏が故郷の風景を描いた作品のうち、青野山などの山並みを背景に淡く描き、高津川に架かる鉄橋をSLが渡る「雲の歌 風の曲」という同氏作詩の曲に添えた作品に強く惹かれ、この絵が掲載された「安野光雅の本」を買い求めた。



また、地酒の「初陣」で有名な本町通りの古橋酒造では見事な龍の彫刻作品を拝見できた。

この日、お昼前頃からは雨も上がり快晴となり、津和野の街を大いに堪能できた。過去に総会開催地となった庭園関係者の皆様も多く結集した今総会も、多くの思い出を心に刻み津和野の地を後にした。

追記 総会終了後の翌週、中国・四国・九州・近畿地方などを襲った未曾有の大雨による大災害でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々、庭園関係者の皆様の一日も早い日常生活への復旧を祈念申し上げます。

文化財指定庭園保護協議会会則

第一章 総 則

(名称)

第一条 本会は、文化財指定庭園保護協議会という。

(目的)

第二条 本会は、文化財保護法により、文化財に指定又は登録された庭園若しくは公園(以下「指定庭園」という。)の所有者若しくは管理者並びにそれらが所在する地方公共団体の教育委員会(以下「管理者等」という。)相互間の密接な連絡を保ち指定庭園の普及宣揚及び保存管理に万全を図ることを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 指定庭園に関する重要事項について意見の発表を行い又は関係行政機関に建議すること。

二 指定庭園の管理に関する調査研究並びにこれらに関する指導及び援助を行うこと。
 三 管理者等相互の連絡、情報及び出版物の交換を行うこと。

四 研究会、協議会、講演等の集会を行うこ

と。

五 展覧会の開催及びこれに対する援助を行うこと。

六 会報、その他の印刷物を刊行すること。

七 その他、適当と認めた事業

2 公開講演等には会員以外のものも参加することができる。

(事務所)

第四条 本会は、事務局を東京都庁におく。ただし本会支部は、理事会または総会の決議を得て設置することができる。

第二章 会 員

(会員の種類)

第五条 本会の会員は次の二種とする。

一 正会員 管理者等

二 賛助会員 本会の目的に賛同する個人及び団体で理事会の承認を得たもの。

(会費)

第六条 会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

2 既納の会費は、理由の如何にかかわらずこれを返納しない。

(入会申込)

第七条 入会を希望するものは、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする。

(資格の消滅)

第八条 会員の資格は、次の事由によって消滅する。

一 退会の届出

二 総会における除名の決議

第三章 役員、職員及び顧問

(役員の種類)

第九条 本会に、次の役員をおく。

会 長 一名

副会長 一名

常任理事 若干名

理 事 若干名

監 事 二名

(役員の選出)

第十条 会長、副会長は、総会において推挙する。

2 常任理事は理事の中から理事会において選任する。

3 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

(役員の仕事)

第十一条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職を代行する。

3 常任理事は理事会の決定にもとづき、常任事務を処理する。

4 理事は、本会の重要事項を審議する。

5 監事は会務を監査する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、二年とする。再任することができる。

2 補欠によって選ばれた役員任期は、前任者の残任期とする。

3 役員は任期終了後でも後任者が決まるまでは引続きその職務を行うものとする。

(職員)

第十三条 本会の事務を処理するため必要な職員を置くことができる。

2 職員は会長が委嘱する。

(名誉会長及び顧問)

第十四条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じ又は、会長に対し意見を述べることができる。

第四章 会議

(総会の招集)

第十五条 総会は、会員をもって構成し、会長が招集する。

2 通常総会は毎年一回開く。

3 次の場合は臨時総会を開かなければなら

ない。

一 理事会が必要と認めるとき。

二 会員総数の三分の一以上の者が議題と理由を示して要求したとき。

4 総会を招集しようとするときは、少なくとも会期の二週間前に議題を示して、書面で会員に通知しなければならない。

(総会提出事項)

第十六条 通常総会には、次の事項を提出して承認及び決議を経なければならない。

一 会務報告

二 前年度収支決算報告

三 新年度事業計画及び収支予算

四 規約の変更

(総会の議長)

第十七条 総会の議長は、会長がこれに当る。

(総会の定数及び議決)

第十八条 総会は、会員総数の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決議する。

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会表決権の委任)

第十九条 会員は、あらかじめ書面をもって、総会における表決権の行使を他の出席委員に委任することができる。

2 前項の委任があつたときは、これを出席者とみなす。

(総会の議事録)

第二十条 総会の議事録には、開会の日時、場所、会員の総数、会員の出席数、付議事項、議事経過の概要その結果及び表決数を記録し、議長指名の出席会員二名が署名押印して保存する。

(理事会の招集)

第二十一条 理事会は、会長、副会長、常任理事、及び理事をもって構成し、随時必要とき会長がこれを召集する。

(理事会の審議事項)

第二十二条 理事会は次の事項を審議する。

一 総会への提出事項

二 その他事業遂行に必要な事項

(理事会の定数及び決議等)

第二十三条 第十七条から第十八条までの規程を理事会に準用する。

第五条 会計

(経費)

第二十四条 本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれに充てる。

(財産の管理)

第二十五条 本会の財産は、理事会の定めた方法により、会長がこれを管理する。

(会計年度)

第二十六条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

付則

(施行期日)

第二十七条 この会則は、昭和三十五年十一月二十九日から施行する。

(会費の額)

第二十八条 第六条による会費の額を次のとおり定め、平成三十年四月一日より適用する。

一 正会員 年額 一〇、〇〇〇円

二 賛助会員 年額 一五、〇〇〇円

(但し指定庭園一ヶ所並びに一団体につき)

改正 平成二十九年六月二十二日

理 事 会 名 簿

役 職 名	会 員 名	都道府県
会 長	亀 山 章	
副 会 長	毛越寺庭園	岩 手 県
常任理事	東京都建設局公園緑地部 ・旧浜離宮庭園 ・旧芝離宮庭園 ・六義園 ・小石川後樂園 ・向島百花園 ・旧古河氏庭園 ・殿ヶ谷戸庭園(随宜園)	東 京 都
〃	二条城二の丸庭園 ・京都市文化市民局	京 都 府
理 事	会津松平氏庭園御薬園 ・会津若松市教育委員会 ・(一財)会津若松観光ビューロー	福 島 県
〃	偕楽園 ・茨城県	茨 城 県
〃	兼六園 ・石川県	石 川 県
〃	大沢池(附)名古曾滝跡 ・大本山大覚寺	京 都 府
〃	奈良公園 ・奈良県	奈 良 県
〃	岡山後樂園 ・岡山県	岡 山 県
〃	縮景園 ・広島県	広 島 県
〃	栗林公園 ・香川県	香 川 県
監 事	養翠園	和歌山県
〃	仙巖園(附)花倉御仮屋庭園 ・株式会社島津興業	鹿 児 島 県



国指定名勝 旧堀氏庭園 島根県・鹿足郡津和野町

文化財指定庭園保護協議会会報第55号

発行日	令和元年 5月30日
編集・発行	文化財指定庭園保護協議会(事務局) 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2の8の1 東京都建設局公園緑地部内
電話	03 (5320) 5365
FAX	03 (5388) 1532
